

事項	名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の令和7年度活動報告について
内容	1 趣旨 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」において、令和7年度の活動状況をまとめた報告書を作成しましたのでお知らせいたします。また、令和7年度活動報告会を開催いたしますので、あわせてご案内いたします。 2 報告書について (1) 位置付け この報告は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例第19条に基づき、毎年活動状況について報告・公表するものです。 (2) 主な内容 ≪相談の状況等≫ ● 初回相談件数は444件（前年比2%増）。うち、子どもからの相談は259件（前年比28%増）。 ● 初回相談のうち主訴別件数の多い順は、 子ども：①「対人関係」②「心身の悩み」③「家族関係」 大人：①「教職員の対応」②「いじめ」②「家族関係」（同率2位） ● 令和7年度に対応した擁護委員による「発意」に関する調査・調整状況等を掲載。 ・学校施設・設備の安全確保に関する問題 ・教員による不適切対応に関する問題 ・高校入学試験における合理的配慮に関する問題 ● 相談から見てきた課題に、『子どもの声を聴くこと』と『子どもの意見表明権』と、「なごもっかにおける『勧告』の考え方」を掲載。 ≪子どもの権利に関する普及啓発≫ ● 教育委員会事務局と連携し、動画を視聴し、その後に対話形式で意見交換を行う教職員向けの研修会を、令和7年度より新たに実施。 ≪その他≫ ● かつて「なごもっか」へ相談を寄せてくれ、現在はボランティア（なごもっかサポーター）として活動に協力してくれている大学生からの手紙を掲載。 (3) 公表方法 名古屋市公式ウェブサイト「名古屋市子どもの権利相談室『なごもっか』」のページに掲載するほか、関係機関等に冊子を送付する予定です。 【市公式ウェブサイト】 https://www.city.nagoya.jp/kurashi/shouhi/1016390/1016409.html 

3 活動報告会の開催

なごもっか令和7年度活動報告会を、以下のとおり開催いたします。

(1) 一般向け活動報告会

- 日 時：令和8年8月2日（日）午後1時～午後4時
場 所：イーブルなごや（中区大井町7番25号 3階ホール）
定 員：300名（先着順）
申込期間：6月11日（木）～7月24日（金）
内 容：・なごもっか活動報告【報告者：吉住 隆弘（代表委員）】
・子どもの権利セミナー【講師：落語家 柳家 花緑さん】
「私が実践する”頑張らない”生き方
～自分にとっての止まり木を見つける～」
・パネルディスカッション【子どもの権利擁護委員・柳家
花緑さん】

※名古屋市職員の皆様もご参加いただけます。

参加申込みはこちらから。<https://logoform.jp/form/mX9C/1593483>

(2) 子ども向け活動報告会

- ・7月30日（木）午前10時～午後3時
場所：イオンモールナゴヤドーム前（「なごや子ども・若者わくわく
フェスタ」にブース出展）
- ・8月9日（日）午後1時～午後5時
場所：青少年交流プラザユースクエア（「夏祭り」にブース出展）
- ・8月27日（木）午後2時～午後3時30分
場所：南児童館

（参考）子どもの権利相談室「なごもっか」について

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する第三者機関として、子どもの権利擁護機関を設置（設置根拠：名古屋市子どもの権利擁護委員条例）

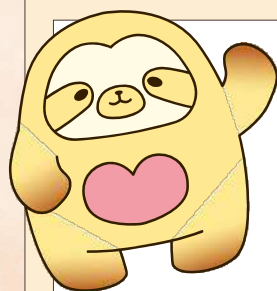
子どもの権利相談室「なごもっか」は、擁護委員の活動を補助するための相談室として、令和2年1月14日に開設



マスコットキャラクター
「なごもん」

備考

本件は、本日、市政記者クラブへ資料提供を行います。



子どもの権利相談室 なごもっか
マスコットキャラクター
なごもん

名古屋市 子どもの 権利セミナー

**参加
無料**
定員：300名
(先着順)

「私が実践する“頑張らない”生き方」
～自分にとっての止まり木を見つける～

手話通訳・
要約筆記あり

その他当日
配慮が必要な方は、
事前にお問い合わせ
ください。

名古屋市
子どもの
権利相談室

令和
7年度

& なごもっか 活動報告会



～全ての子どもの学ぶ権利を保障するために～

日時

令和 8年 **8月2日(日)**
13:00～16:00(開場12:30)

場所

イーブルなごや 3階ホール
(名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館)
地下鉄「東別院」駅 1番出口より東へ徒歩3分

申込
方法

右の二次元コードを読み込んで
申込フォームから



申込
期間

6月11日(木) ▶ 7月24日(金)



子どもの権利セミナー

識字障害(ディスレクシア)を公表しながら落語家として活躍されている柳家花緑さんは、自身の経験から「無理をして頑張る続けるのではなく、自分に合ったやり方で生きることが大切」と伝えています。子ども一人ひとりの個性や困りごとに寄り添い、安心して羽を休められる“止まり木”のような存在の大切さや、子どもの権利を尊重する視点について考える機会として、柳家花緑さんよりご講演いただきます。



【講師】 落語家 柳家 花緑さん

1987年3月 中学卒業後、祖父・五代目柳家小さんに入門。前座名 九太郎。
1989年9月 ニツ目昇進。小緑と改名。
1994年 戦後最年少の22歳で真打昇進。柳家花緑と改名。
2017年 自身が発達障害の一つ“識字障害(ディスレクシア)”であることを公表。
著書：『僕が手に入れた発達障害という止まり木』(幻冬舎)

なごもっか活動報告会



令和7年度における子どもの権利擁護委員の活動を報告します。

※子どもの権利相談室「なごもっか」は、子どもの権利擁護委員が運営する相談室です。

名古屋市子どもの権利擁護委員

吉住 隆弘 代表委員
中京大学心理学部 教授(臨床心理学)

川口 洋誉 代表委員代理
愛知工業大学基礎教育センター 教授(教育学)

北川 喜郎
弁護士/愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員

谷口 由希子
名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授(社会福祉学)

間宮 静香
弁護士/日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長

主催

名古屋市
子どもの権利擁護委員

問合せ

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」事務局
(子ども青少年局子ども未来企画課 分室)
TEL 052-211-8071 FAX 052-211-8072

なごもっか



2025(令和7)年度

名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

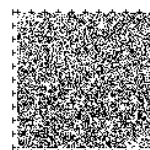
活動報告書



マスコットキャラクター「なごもん」

名古屋市子どもの権利擁護委員

2026(令和8)年7月



この活動報告書は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下、「擁護委員条例」という。）

第19条に基づき、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」という。）

の2025（令和7）年度の活動について報告するものです。



はじめに

ふと思い出す、子どもの頃のできごとがあります。

小学校の1年生の頃だったでしょうか。学校から帰ってランドセルを開けた私は、ハッとします。宿題として出されていた算数のドリルが見当たらないのです。

「しまった、学校の机の中だ……」。今なら、SNSなどでつながっている親同士が、宿題のページを写真で送り合うこともできるのでしょう。けれど当時は、そんなものはありません。学校に取りに戻るしかない——そう考えた私は、祖母に「いっしょに学校まで来て」と頼みました。夕方が迫る中、一人で学校に戻るのが心細かったのです。

「はいはい、仕方ないわね」、祖母がそう言って支度を始めようとした時でした。内職をしながら、私と祖母のやり取りを聞いていた母が、静かに口を開きました。

「自分でやったことでしょ。一人で行ってきなさい」。反論する余地はありません。祖母に申し訳ないと思いながら、私は一人、学校へとボトボト向かいました。

子どもの姿がなくなった夕方の学校は、どこか不気味で、ひんやりとしています。昇降口から恐る恐る校舎を覗きましたが、うす暗い廊下がただ続いています。そのとき、用務員のおじさんが、落ち着かない様子の私に気づいてくれました。理由を伝えたら、教室の鍵を渡してくれました。

その後のことは、あまりよく覚えていません。きっと、半ば駆けるように教室へ向かい、机の中から算数のドリルを見つけたのでしょう。一方、ホッとしたのか帰り道のことは、少し覚えています。祖母が内緒でくれた50円で買ったアイスがおいしかったことと、どこか誇らしい気持ちが自分の中に広がっていたことです。自分の力でやり遂げた——そんな、ささやかな満足が、自分の中にあったのだと思います。

さて、子どもからの相談に耳を傾けながら、いつも考えることがあります。目の前の相談者はどこまで自分の問題に関わり、解決する力を持っているのかということです。“子どもがかわいそう” “子どもにはできない” “大人が動いた方が早く進む”。保護者の中には、それを強く求める方がいます。正直なところ、自分の中にもそうした声がないわけではありません。しかし、そこに子どもの姿はありません。問題そのものは解決するのかもしれませんが、相談者である子どもが成長する姿は見えてきません。

相談業務、とりわけ子どもを対象とする支援においても、つい「やってあげたくなる」気持ちに駆られることがあるように思います。それは支援者のエゴともとれる部分でしょう。そういう時こそ立ち止まって、子どもがどこまで関われるのか、どこまでの助けを必要としているのかといった見立てが重要になります。私は時に「これは君のことなんだ。私もがんばるが、君自身が問題解決の主役なんだ」といった言葉を投げかけることもあります。子どもに嫌われるかもしれない、そんな不安を抱きながらも、子ども自身に何かをつかんでもらいたい——そのための言葉を紡ぐ技量が、私たち、子どもと関わる大人に求められている気がしています。

「一人で行ってきなさい」。かつて私を突き離れた母に、どのような考えがあったのかは分かりません。今の人からは、厳しい親と映るのでしょうか。危機管理のなっていない親とも言われそうです。けれど、そのような母に私は感謝しています。自分の問題は自分で引き受けるという根っこが、その時にできたように思えるからです。今度、実家に帰った時に何気なく当時のことを母に聞いてみようと思います。きっと覚えてないでしょうけど……。

なごもっかが大切にしていること

名古屋市子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を守る文化と社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するために設置されました（名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下、「擁護委員条例」という）第1条）。

そのため、子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」という）や子どもの権利相談室「なごもっか」では、子どもの権利を守る文化と社会をつくること、子どもの最善の利益を確保することを大切にしながら対応をしています。

「子どもの権利」というと、みなさんは何を思い浮かべるでしょうか。

子どもの権利の考えの中で、一番の基盤となるのは、「子どもを大人と同じ価値の人として尊重する」ということです。子どもを「できるようにしてあげる」「守ってあげる」といった客体（対象）としての存在ではなく、権利の主体として、大人と同じひとりの「人」として尊重する、ということです。これを「子ども観（子どもに対する見方）の転換」と言います。子どもの人生は子どものものです。親のものでも、子どもに関わる大人のものでもありません。子どもが権利行使できるように支援することが大人の役割です。

さて、私たち大人は、子どもを「ひとりの人」として尊重しているでしょうか。

子どもの権利を守るなごもっかでは、子どもをひとりの人生の主役として尊重するようにしています。そのため、子どもに直接会って、子ども本人が自分が直面している問題をどうしたいのか、どうなったらよいと考えているのかをやりとりの中で確認していきます。これは、子どもの権利条約における意見を聴かれる権利（第12条）、なごや子どもの権利条例では、主体的に参加する権利（第7条）の保障をしていることになります。

子どもの意見を聴くことは、子どもの権利擁護委員の目的でもある「子どもの最善の利益」を考えるときにも必要なことです。「子どもの最善の利益」とは、大人が勝手に思う子どもにとって最も良いことではありません。好きな食べ物や興味関心があることがそれぞれ違うように、その子の安心や納得に繋がる方法も人それぞれ違うのです。子どもとやりとりすることでしか、その子どもにとっての最も良いこと（最善の利益）はわからないのです。

「子どもが意見を言えないのでは」と心配する保護者の方もいます。しかし、これまでそのような場合でも、子どもたちはたくさん話をしてくれました。「意見」というのは、言葉で表すだけではありません。その子が発した言葉だけではなく、話し方や表情、遊びの中で表現されたことなども含め、私たちは子どもの意向を確認していきます。話す中で思考が整理されたり、保護者にも話せなかった気持ちを吐き出してくれる子はたくさんいます。

また、子どもが「話したくない」という場合もあります。そんなときは、その子にとって、まだ解決に向けて動き出す力が蓄積されていないのかもしれませんが、大人は「解決してあげたい」という気持ちになるかもしれませんが、それは大人の気持ちであって、子どもの気持ちではありません。子どもの力がたまるまで大人が「待つ」ということも子どもの権利保障の観点から重要です。たとえそれが大人から見ると物足りなかったり、心配であったりしても、子どもの選択を尊重し、大人は後ろから支えること、それが子どもの権利保障だと考えています。

目次

はじめに

代表委員 吉住 隆弘

なごもっかが大切にしていること

【2025（令和7）年度活動報告】

I 相談・調査・調整等の状況 I

学校施設・設備の安全確保に関する問題／教員による不適切対応
に関する問題／高校入学試験における合理的配慮に関する問題

II 相談から見えてきた課題20

「子どもの声を聴くこと」と「子どもの意見表明権」／なごもっかに
おける「勧告」の考え方

III 制度改善のための提言等26

IV 広報・啓発活動30

V シンポジウム・研修53

【子どもの権利擁護について】

VI 子どもの権利擁護委員制度55

VII 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度57

VIII 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」61

IX なごや子どもの権利条例66

X なごもっかの紹介 ～相談員から子どものみなさんへ～68

XI 資料編80

- ・「なごもっか」の沿革
- ・なごや子どもの権利条例
- ・名古屋市子どもの権利擁護委員条例
- ・名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則



【2025（令和 7）年活動報告】





I 相談・調査・調整等の状況

I 相談・調査・調整等活動の状況

2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの相談・調査・調整等活動の状況です。

※1 子どもの権利侵害に関する相談でないものや無言電話等は件数から除外しています。

※2 「相談」・「延べ件数」の中には申立てを受けて行った調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含まれます。

※3 「相談者」は実際に相談をした人、「相談対象」は相談事案において権利侵害をされているおそれのある人(子ども)を表します。

※4 延べ件数の中には、2024(令和6)年度までに初回相談を受け、引き続き相談が継続しているものを含まれます。

(1) 年間相談件数(初回／延べ)

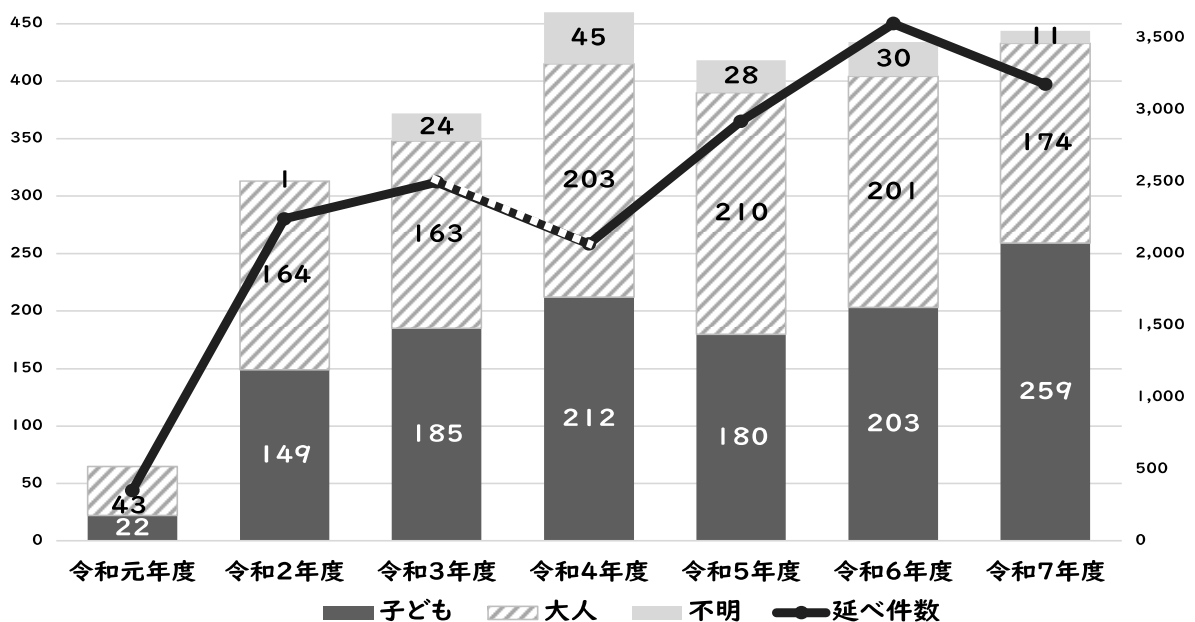
2025(令和7)年度の初回件数は計444件、延べ件数は計3,178件でした。2024(令和6)年度と比較して、初回件数は約2%の増であります。子どもからの相談に限ると、約28%の増となっており、これは子どもへの「なごもっか」の認知度が向上していることが一因と考えられます。

なお、2020(令和2)年1月の「なごもっか」開設後の相談件数推移をみると、2022(令和4)年度以降、初回相談は400件を超える水準で推移しております。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
初回 相談 (相談者)	子ども	22	149	185	212	180	203	259
	大人	43	164	163	203	210	201	174
	不明	0	1	24	45	28	30	11
	計	65	314	372	460	418	434	444
延べ件数		352	2,242	2,498	2,067	2,922	3,600	3,178

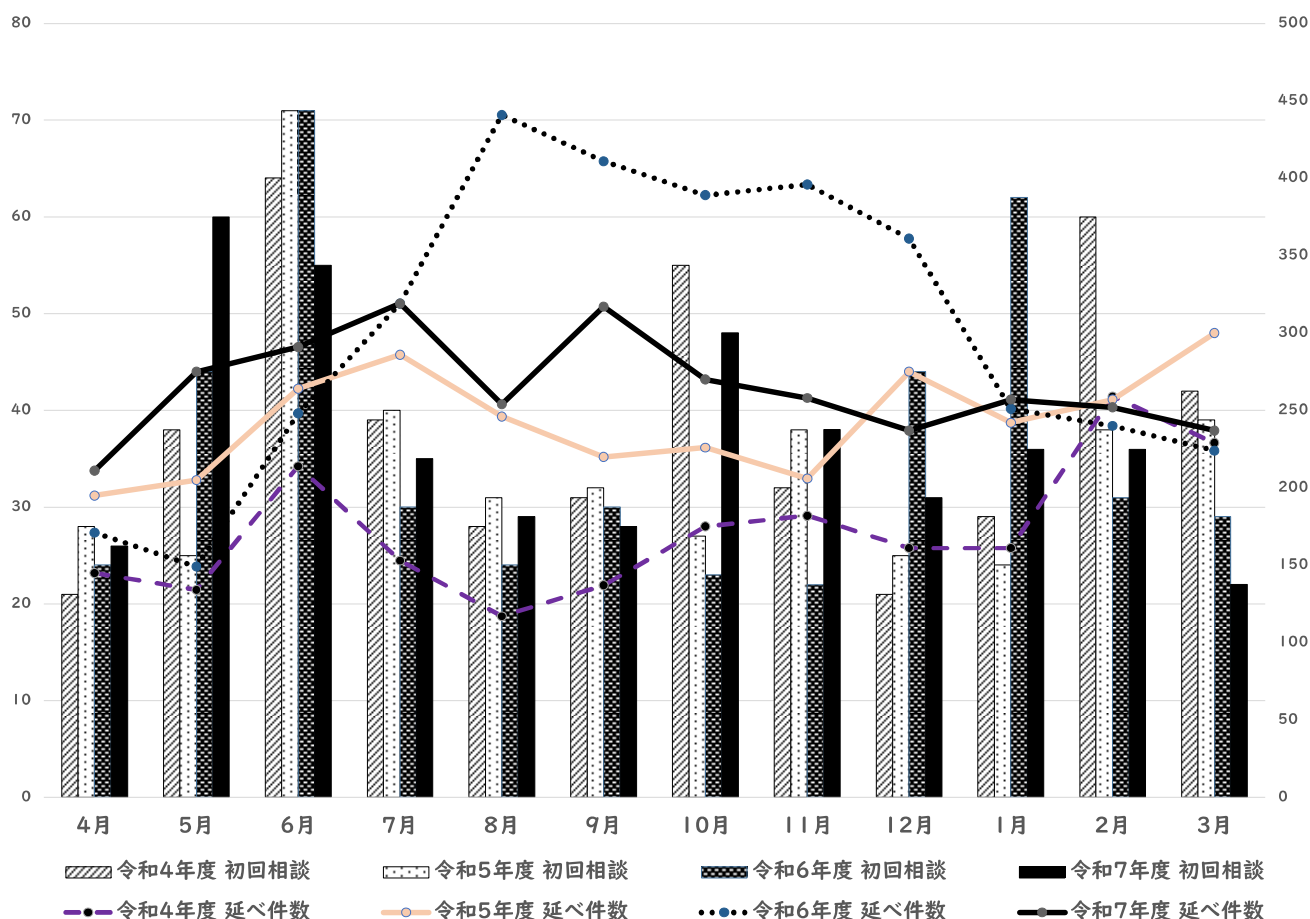
※令和元年度は、令和2年1月14日開設以降の実績

※令和4年度から、延べ件数の集計において1日のうちに同じ相手とやり取りした場合の数え方を変更



(2) 月別相談件数(初回／延べ)

直近4年間の月別の相談件数を、初回件数と延べ件数とに分けて示しました。相談者からの電話や面談のほか、相談等を受けて関係者・関係機関への情報収集等のやり取りを行った件数も合わせたものを「延べ件数」としています。

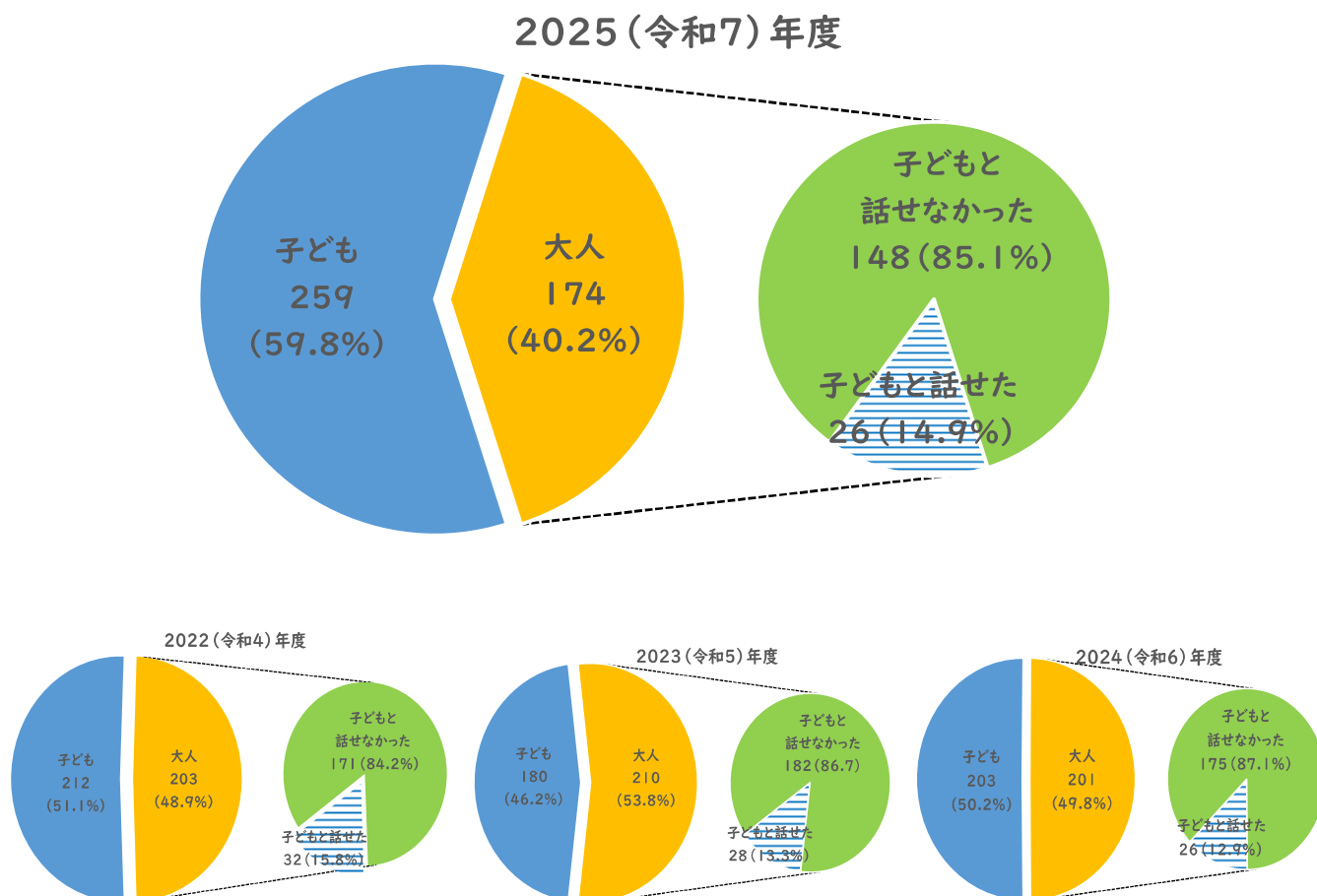


区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	初回相談	21	38	64	39	28	31	55	32	21	29	60	42	460
	延べ件数	145	134	214	153	117	137	175	182	161	161	259	229	2,067
令和5年度	初回相談	28	25	71	40	31	32	27	38	25	24	38	39	418
	延べ件数	195	205	264	286	246	220	226	206	275	242	257	300	2,922
令和6年度	初回相談	24	44	71	30	24	30	23	22	44	62	31	29	434
	延べ件数	171	149	248	319	441	411	389	396	361	251	240	224	3,600
令和7年度	初回相談	26	60	55	35	29	28	48	38	31	36	36	22	444
	延べ件数	211	275	291	319	254	317	270	258	237	257	252	237	3,178

「なごもっか通信」(2025(令和7)年度は6月・1月)、「携帯用カード」(5月、10月)といった広報物の配付以降に初回相談が多くなる傾向が見られました。これは例年の傾向であることから、子どもに向けた広報においては、紙媒体の広報物の効果が高いことが推察されます。

(3) 相談者別件数(子ども／大人)(初回)

直近4年間の初回相談における相談者別(子ども／大人)の相談件数及びその割合を示しました。なお、相談者が大人の場合、その後子ども本人と話すことができた件数と、子ども本人と話すことができなかった件数についても示しました。



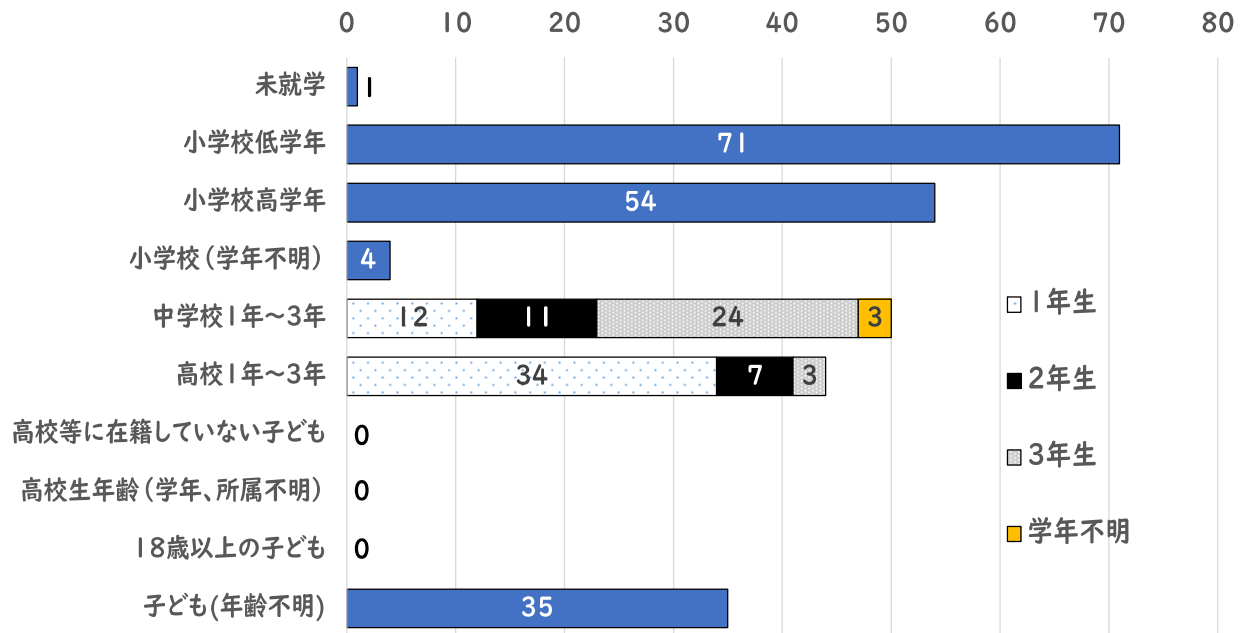
2025(令和7)年度においては、初回の相談者は子どもが259件、大人が174件、不明が11件でした。

これは、直近4年間で比較して、最も初回相談における子どもの割合が高くなっており、前年である2024(令和6)年度と比較しても、初回における子どもからの相談件数の割合は、9.6%の増となっております。

また、大人174件のうち、その後子ども本人と話すことができたのは26件でした。よって全相談のうち、不明を除く433件中、285件(65.8%)で子ども本人から話を聞くことができました。前年である2024(令和6)年度は、404件中、229件(56.7%)が子ども本人と話すことができたため、9.1%の増となっております。

(4) 相談者が子どもの場合の当該子どもの年代(初回)

2025(令和7)年度の初回相談者が子どもの場合における、当該子どもの年代ごとの相談件数を示しました。



小学校低学年(1～3年生)が71件、小学校高学年(4～6年生)が54件、小学校の学年不明が4件、小学生全体では計129件の相談がありました。

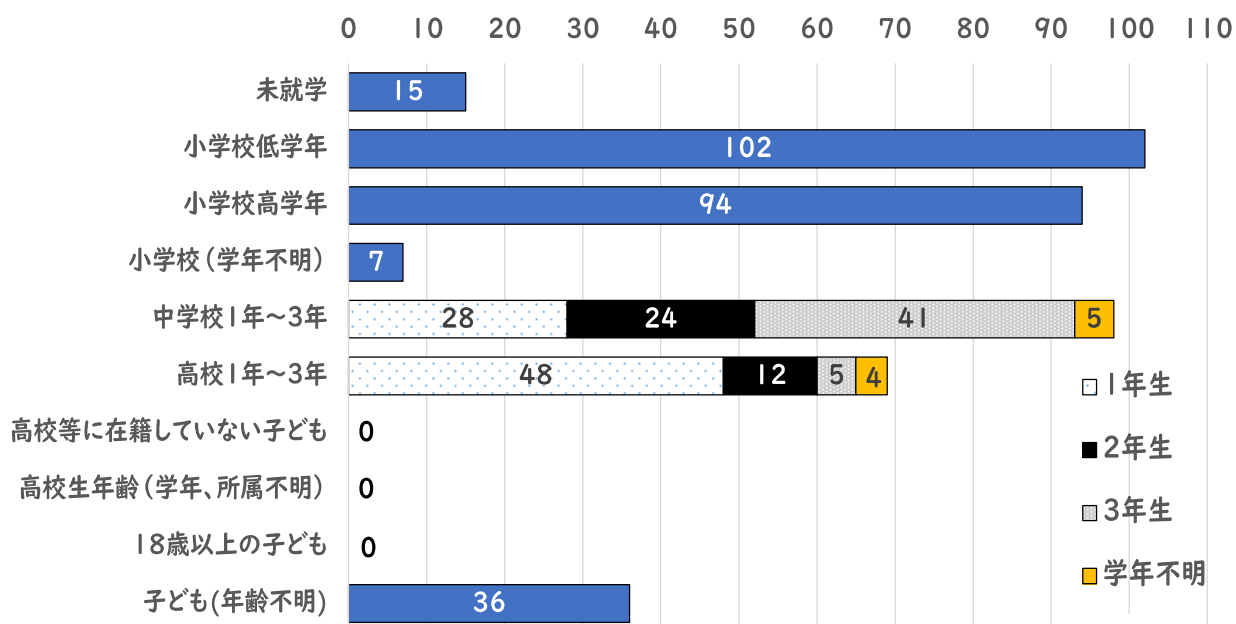
また、中学生が計50件、高校生が計44件であり、これまで相談がなかった未就学児からも、初めて1件の相談がありました。

高校生については、2023(令和5)年度の38件から、2024(令和6)年度は26件と大きく減少しておりましたが、2025(令和7)年度は44件と、再び増加しています。特に高校1年生からの相談が突出(34件)していることにも着目しながら、今後の動向を注視していきます。

また、年齢にかかわらず子どもたちが「なごもっか」に相談をしており、幅広い年齢層からの相談がある一方で、高校等に在籍していない子どもからの相談が0件と、学校を通じて配付する「なごもっか通信」や携帯用カードが届かない、学校等に在籍していない子どもからの声について、まだまだキャッチできていない状況があります。学校に依存しない形での周知方法や、多様な声を受け止めることができるように、相談方法の多様化を図る必要があると考えています。

(5) 相談対象の子どもの年代(初回)

2025(令和7)年度の初回件数において、相談対象とされた子どもの年代ごとの件数を示しました。

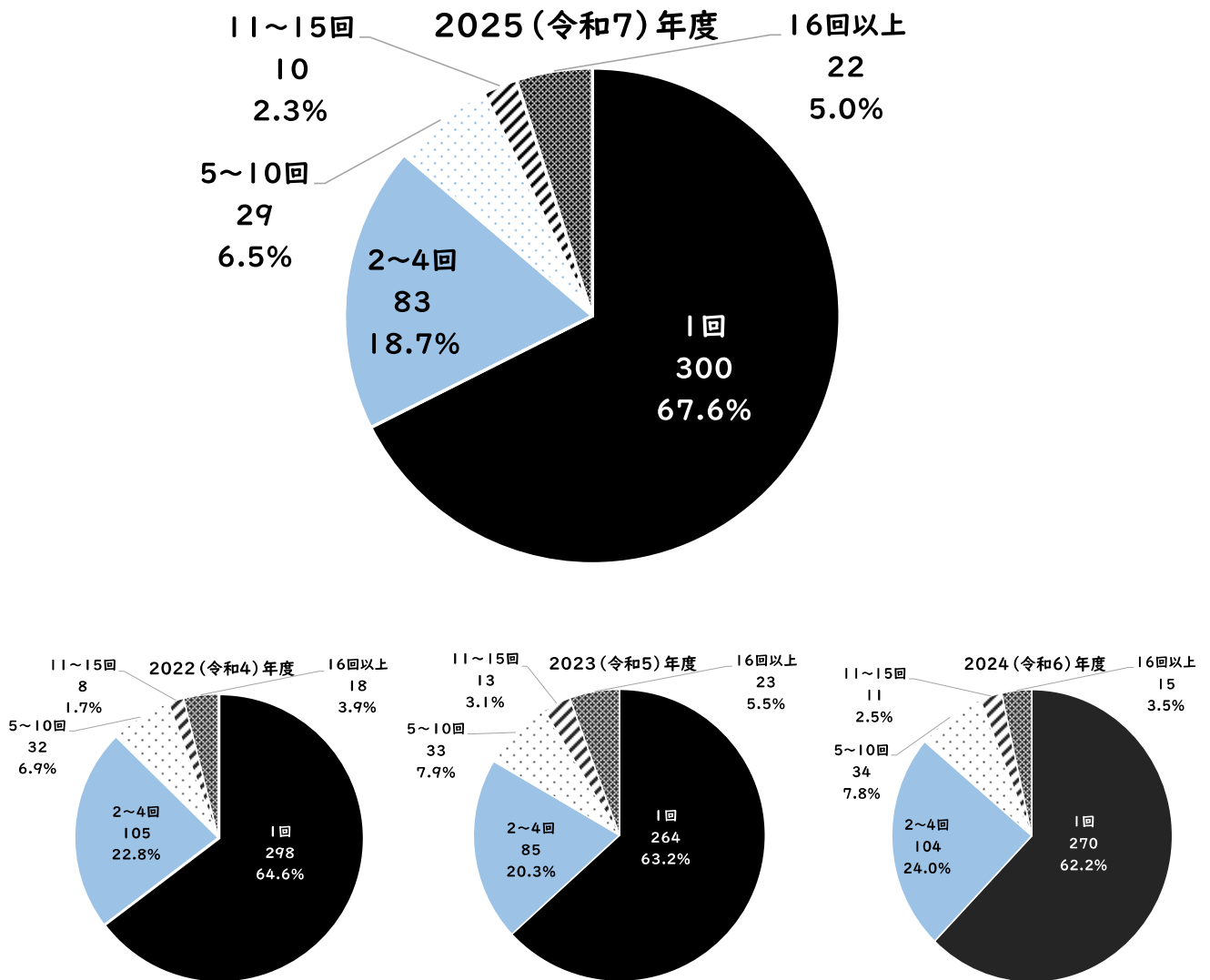


相談対象とされた子どもは、小学校低学年と小学校高学年、中学生がほぼ同程度(100件程度)で並び、高校生はやや少なくなっています。

件数は、それぞれ小学生が計203件、中学生が計98件、高校生計69件でした。

(6) 相談の継続回数

直近4年間の、年度中に開始した相談について、年度末の3月31日までに初回を含めて相談が継続した回数を示しました。

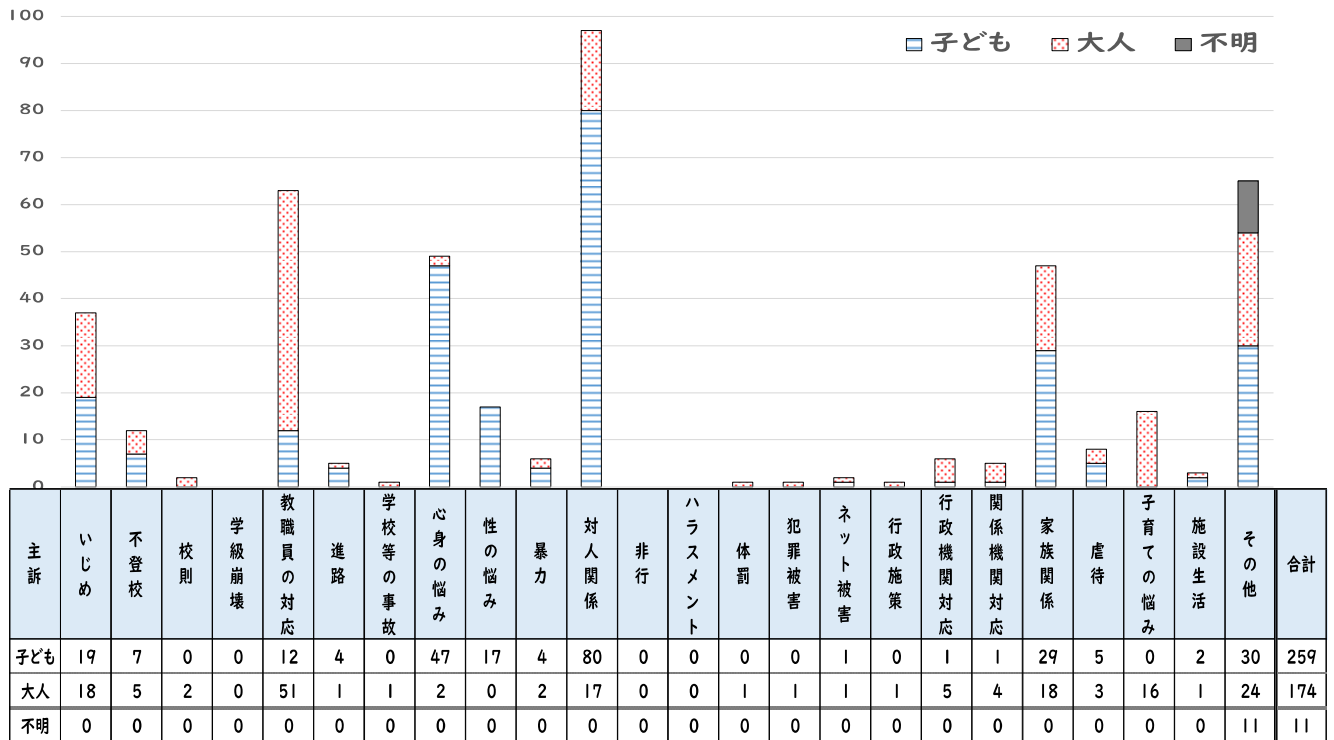


期間中、相談が1回だったものは 300件 (67.6%)と半分以上の割合を占め、その割合は 2024 (令和6) 年度を上回りました。

また、2~4回のもは83件 (18.7%)、5~10回のもは 29 件 (6.5%)、11~15回のもは10件 (2.3%)、16回以上のもは22件 (5.0%)でした。

(7)相談の主訴(初回)

2025(令和7)年度の初回相談時における主訴別の件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお、複数の悩みや心配事などがあった場合は、最も中心となっているものを主訴としており、一部、いじめと解する余地があるものも、「対人関係」として整理している場合があります。



2025(令和7)年度で最も多かった主訴は、全体で順に「対人関係」(97件)、「教職員の対応」(63件)、「心身の悩み」(49件)、「家族関係」(47件)でした。「対人関係」の97件は、直近4年間で最も多い件数となっています。

下表に示しているのは、直近4年間で多かった主訴(割合)について、子どもと大人の相談主訴の上位5位までのものを整理したものととなっています。

子どもから最も多かった主訴は、「対人関係」になっており、次いで「心身の悩み」や「家族関係」が上位に入っています。

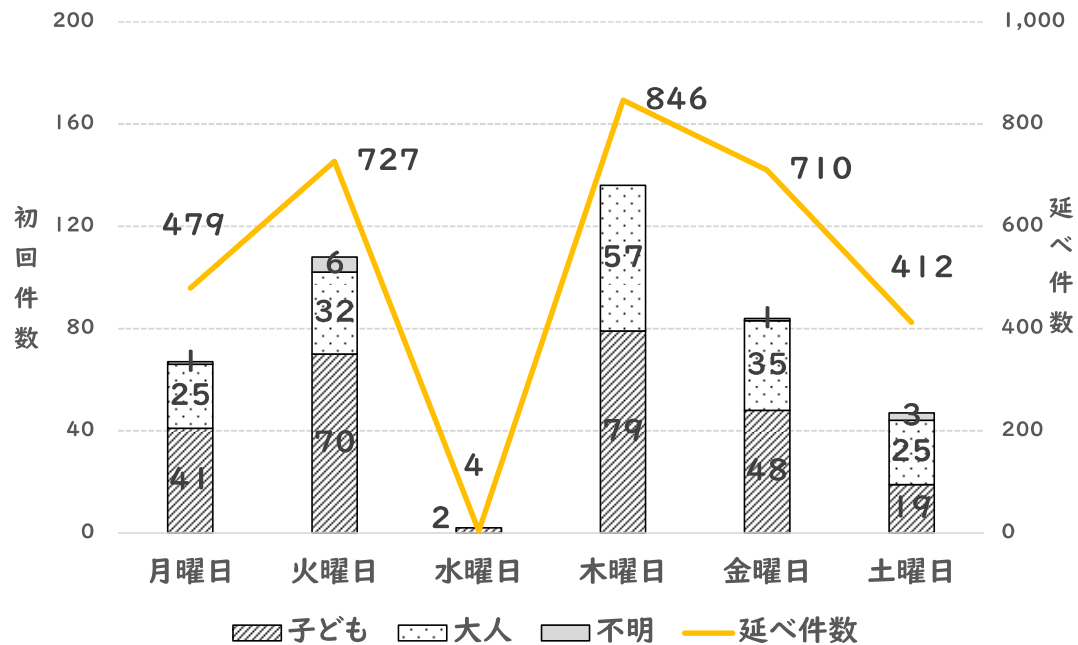
また、大人から最も多かった主訴は、「教職員の対応」で、「子育ての悩み」や「いじめ」が上位に入っています。

●直近4年間の相談主訴別割合上位5傑 ※ ()内は、該当年度における主訴の割合【単位:%】

区 分	子ども					大人				
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
令和4年度	対人関係 (27.8)	家族関係 (15.8)	心身の悩み (11.3)	いじめ (10.4)	性の悩み (7.5)	教職員の対応 (26.1)	いじめ (11.3)	子育ての悩み (10.8)	家族関係 (7.9)	対人関係 (6.9)
令和5年度	対人関係 (28.3)	性の悩み (15.0)	家族関係 (12.2)	心身の悩み (10.0)	いじめ (9.4)	教職員の対応 (31.9)	子育ての悩み (16.2)	いじめ (9.5)	家族関係 (8.1)	対人関係 (6.7)
令和6年度	対人関係 (27.1)	家族関係 (18.2)	教職員の対応 (12.8)	心身の悩み (10.8)	いじめ (7.4)	教職員の対応 (26.9)	対人関係 (13.9)	子育ての悩み (12.9)	家族関係 (10.0)	いじめ (8.5)
令和7年度	対人関係 (30.9)	心身の悩み (18.1)	家族関係 (11.2)	いじめ (7.3)	性の悩み (6.6)	教職員の対応 (29.8)	いじめ (10.3)	家族関係 (10.3)	対人関係 (9.8)	子育ての悩み (9.2)

(8) 曜日別件数(初回／延べ)

2025(令和7)年度の初回相談件数および延べ件数を、曜日別に示しました。



相談日は、月、火、木、金、土曜日の5日間です。水曜日は相談を行っていませんが、手紙やFAXによる相談の受付や関係機関への電話連絡等があり、その件数を計上しました。

2025(令和7)年度は、初回件数、延べ件数ともに、木曜日、火曜日、金曜日の順に多くなっており、これは例年通りの傾向と言えます。

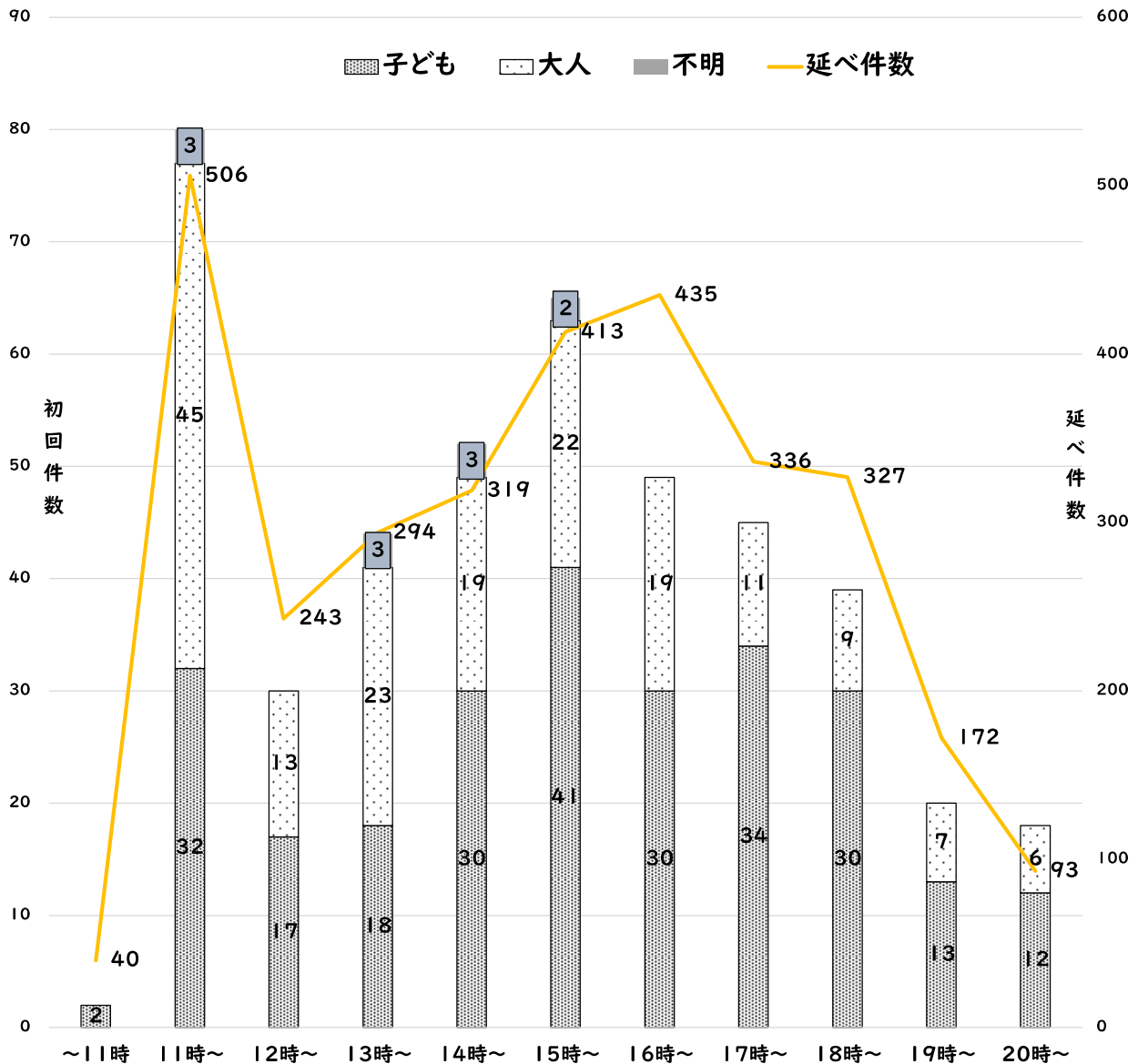
下表に示しているのは、直近4年間の曜日別の相談割合です。前年である2024(令和6)年度と比べると、2025(令和7)年度は大人の初回相談における木曜日と土曜日の割合が大きく増えております。

●直近4年間における各曜日における相談割合

区 分			月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
令和4年度	初回相談	子ども	16.0%	22.6%	0.0%	28.8%	16.0%	16.5%
		大人	17.2%	16.7%	0.0%	29.1%	27.6%	9.4%
	延べ件数		18.8%	20.7%	1.5%	26.8%	20.8%	11.4%
令和5年度	初回相談	子ども	15.0%	22.8%	1.1%	31.1%	19.4%	10.6%
		大人	17.1%	22.9%	0.0%	28.1%	23.3%	8.6%
	延べ件数		17.0%	21.6%	1.2%	29.0%	21.9%	9.3%
令和6年度	初回相談	子ども	15.3%	25.1%	1.0%	28.6%	22.7%	7.4%
		大人	14.9%	28.9%	0.0%	25.4%	23.9%	7.0%
	延べ件数		16.1%	24.9%	0.8%	27.1%	21.7%	9.4%
令和7年度	初回相談	子ども	15.8%	27.0%	0.8%	30.5%	18.5%	7.3%
		大人	14.4%	18.4%	0.0%	32.8%	20.1%	14.4%
	延べ件数		15.1%	22.9%	0.1%	26.6%	22.3%	13.0%

(9) 時間帯別相談件数(初回／延べ)

初回件数および延べ件数を、時間帯別に示しました。初回件数については、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお、11時以前の相談件数は、郵送による手紙の受領等の件数を計上したものです。



初回件数は、相談が多い順に、11時台、15時台、14時台となりました。このうち、子どもからの相談は15時台が最も多く、前後の14時台から18時台までに比較的集中していることも踏まえると、学校からの帰宅時間と関係しているのではないかと考えられます。

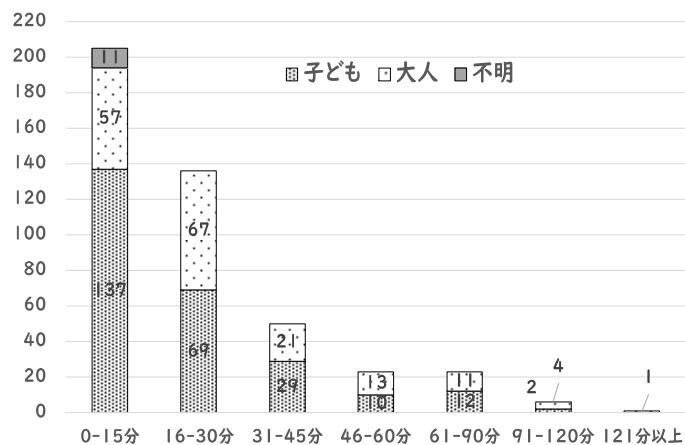
一方、大人からの相談は11時台が多く、子どもが学校などで在宅していない等の理由により、この時間帯に相談するケースが多いのではないかと考えられます。

また、延べ件数については、相談が多い順に、11時台、16時台、15時台となりました。

(10) 相談の所要時間

① 初回相談

初回相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



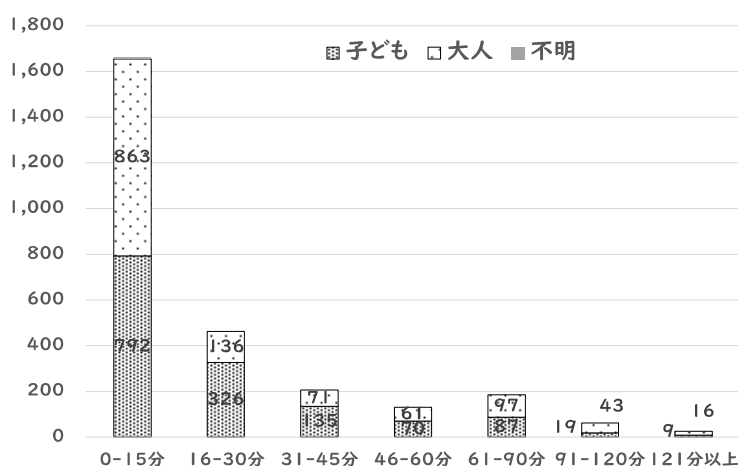
区 分	子ども	大人	不明	合計
0-15分	137	57	11	205
16-30分	67	67	0	136
31-45分	29	21	0	50
46-60分	10	13	0	23
61-90分	12	11	0	23
91-120分	2	4	0	6
121分以上	0	1	0	1
合計	259	174	11	444

60分以内に終了するケースが多く(93.2%)、なかでも「0-15分」の件数が最も多くなっています(46.2%)。

60分を超えた相談は 30 件で、子どもが14 件、大人が16 件ありました。

② 2回目以降の相談

2回目以降の相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



区 分	子ども	大人	不明	合計
0-15分	792	863	9	1,664
16-30分	326	136	0	462
31-45分	135	71	0	206
46-60分	70	61	0	131
61-90分	87	97	0	184
91-120分	19	43	0	62
121分以上	9	16	0	25
合計	1,438	1,287	9	2,734

2回目以降の相談についても、「0-15分」の件数が多くなっています(60.7%)。これは相談に関する連絡・情報収集等の件数を含むためと考えられます。

一方、60分を超える相談も、子どもで115 件、大人で156 件ありました。

(11) 相談方法(初回)

直近4年間における、初回相談での相談方法を、下表に示しました。

区 分		電話	面談	手紙	LINE予約	合計
令和4年度		450件 (97.8%)	9件 (2.0%)	1件 (0.2%)	—	460件
令和5年度		403件 (96.4%)	10件 (2.4%)	4件 (1.0%)	1件 (0.2%)	418件
令和6年度		416件 (95.9%)	6件 (1.4%)	2件 (0.5%)	10件 (2.3%)	434件
令和 7年度	子ども	226件 (87.3%)	1件 (0.4%)	19件 (7.3%)	13件 (5.0%)	259件
	大人	170件 (97.7%)	3件 (1.7%)	1件 (0.6%)	0件 (0.0%)	174件
	不明	11件 (100%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	11件
	計	407件 (91.7%)	4件 (0.9%)	20件 (4.5%)	13件 (2.9%)	444件

2025(令和7)年度においては、電話が407件で全444件のうち91.7%を占めました。また、電話以外の方法は、面談が4件、手紙が20件、LINEでの面談予約が13件であり、手紙での相談割合が増えております。これは2025(令和7)年度より新たに「なごもんレター」のレター立てを製作し、加えて配架依頼先を児童館や図書館にも拡充した影響もあると考えています。

なお、LINEでの面談予約については、2024(令和6)年2月から導入しております。

(12) 関係機関とのやりとり(情報収集等)

52の相談案件(前年度以前からの継続相談を含む)について、今後の方針等を検討するための関係機関とのやりとりを、延べ525件行いました(申立て、自己の発意による調査・調整に関する活動を除く)。なお、支援機関等には児童相談所や児童養護施設、学童保育クラブ等が含まれます。

関係機関とのやりとりの対応件数

区 分	上段:対応件数 下段:延べ件数	(内 訳)				
		学校関係者	教育委員会	子ども 応援委員会	支援機関等	その他 関係機関
継続相談	15	11	3	0	8	4
	249	102	3	0	136	8
令和7年度 新規相談	37	22	9	2	8	6
	276	170	16	16	50	24
計	52	33	12	2	16	10
	525	272	19	16	186	32

注:複数の関係機関とやりとりをする案件があるため、内訳の合計と対応件数は必ずしも一致しない

(13) 擁護委員による対応

申立て、自己の発意による調査・調整に関する活動を除き、相談を受け、必要と判断した場合は、擁護委員が直接子どもや関係者から話を聞き、問題の解決を図ります。2025(令和7)年度に対応した相談案件は、前年度以前からの継続相談を含め32件で個別に問題解決を図り、延べ207件対応しました。なお、支援機関等には児童相談所や児童養護施設、学童保育クラブ等が含まれます。

子ども本人を除くと学校関係者との対応が多くなっており、主訴別では、教職員の対応、いじめに関する相談での対応が多くなっています。

擁護委員による対応件数(相手先別)

区 分	上段:対応件数 下段:延べ件数	(内 訳)						
		子ども本人	家族・親族	学校関係者	教育委員会	支援機関等	その他 関係機関	その他
継続相談	12	7	4	6	0	4	0	2
	100	34	20	18	0	22	0	6
令和7年度 新規相談	20	14	12	13	0	1	1	0
	107	34	31	40	0	1	1	0
計	32	21	16	19	0	5	1	2
	207	68	51	58	0	23	1	6

注:複数の対応先を持つ案件があるため、内訳の合計と対応件数は必ずしも一致しない

擁護委員による対応件数(主訴別)

区 分	上段: 対応件数	(内 訳)											
	下段: 延べ件数	いじめ	家族関係	関係機関 の対応	教職員の 対応	校則	行政機関 の対応	行政施策	施設生活	心身の 悩み	進路	対人関係	その他
継続相談	12	1	0	1	7	0	0	0	2	0	0	1	0
	100	27	0	20	31	0	0	0	14	0	0	8	0
令和7年度 新規相談	20	5	1	0	7	0	0	1	2	1	2	1	0
	107	41	1	0	40	0	0	4	5	1	7	8	0
計	32	6	1	1	14	0	0	1	4	1	2	2	0
	207	68	1	20	71	0	0	4	19	1	7	16	0

2 申立て・自己の発意の状況

2025（令和7）年度は、新たな申立てが1件、発意が1件ありました。なお、自己の発意（擁護委員条例第13条第2項）による調査を行うために必要となる、事実関係を把握するための情報収集（発意前情報収集）については、新たに開始したものではありませんでした。

新規申立て1件については、受理後にその内容を詳細確認したところ、申立ての原因となった事実の生じた日から3年を経過していたことなどから、擁護委員条例第14条の規定により調査を中止し、終結しています。

前年度以前から継続しているものも含め、発意3件について調査・調整を行い、発意前情報収集は、前年度から継続している6件についての情報収集を行いました。

なお、これらへの対応（調査・調整・発意前情報収集）は、各関係先に対して延べ221件行いました。

申立て・発意・発意前情報収集に関する調査・調整等の状況

区分	対応 件数	内訳		延べ 件数	内訳（調整等対象別）				
		R7新規	継続		学校関係者	教育委員会	支援機関等	その他関係機関	その他
申立て	1	1	0	3	0	0	0	0	3
発意	3	1	2	168	48	68	0	52	0
発意前情報収集	6	0	6	50	1	21	1	27	0
計	10	2	8	221	49	89	1	79	3

以下、2025（令和7）年度中に対応を継続している、発意に関する調査・調整状況等について詳述します。

（1）学校施設・設備の安全確保に関する問題

2024（令和6）年4月より、擁護委員の発意により、名古屋市立学校の施設・設備に関わる安全上の問題に取り組んできました。このきっかけとなったのは、市立高校に在籍する高校生から、同校の体育館で窓ガラスが落下する事故が発生したことを受けて、2023（令和5）年1月に子どもの権利侵害に関する申立てがなされたことでした。

申立てでは、名古屋市教育委員会に対し、

- （i）同校の老朽化した校舎について「安全に暮らす環境」を確保できるように全面改修を行ってほしいこと
- （ii）改修や安全点検の際に生徒や教職員の意見を取り入れてほしいこと
- （iii）他校にも危険な状況があるのであれば、名古屋市立学校全体の改修をより一層進めてほしいこと

が求められていました。同校については、2024（令和6）年度末までに、体育館の一部改修が実施されたこと、校舎改修にあたり生徒へのアンケート調査が実施され、その意見が反映されることになったこと、定期・臨時の安全点検においても生徒の意見を反映させることが

確認されたことから、擁護委員は同校における権利侵害の状況は改善される見込みであると判断し、申立てを終結しました（詳細は 2023（令和 5）年度活動報告書を参照）。しかし、（iii）については、依然として権利侵害の状況が継続しているおそれがあると判断し、擁護委員の発意による調査へと切り替えました。

2024（令和6）年4月以降、名古屋市教育委員会事務局学校施設課のほか、学校事務職員、市立中学校長、市立高校長などへの聞き取りを行いました。また、擁護委員による調査においても、子どもの意見を聞いてもらえる権利を保障するため、2025（令和7）年10～11月には、市立高校生を対象として学校安全に関するアンケートを実施しました。その回答を参考に、市立高校3校を現地視察し、校長や教員への聞き取りを行うとともに、生徒のみなさんの不安をお伝えしました。

こうした調査・調整を通して、子どもの権利が侵害されていると思われる状況を確認しました。1点目は、改修に関わる予算が十分ではないために、必要な改修がなされておらず、子どもの「安全・安心に生きる権利」（なごや子どもの権利条例第4条）が侵害されている状況がしばしばあることが確認されました。学校の改修については、①33万円以上の改修は学校施設課に申請して、認められれば改修工事が行われます。また、②33万円未満は各学校に配分されている学校標準運営費を用いて、学校の判断で改修が行われます。①について、改修の申請は3年間有効ですが、工事の配分率（実施率）は、学校種・年度によって差があるものの、おおむね7割程度にとどまっています。また、②については、2024（令和6）年度に増額されているものの、学校現場からは学校標準運営費が不足して改修ができなかったとの声を聞きます。同運営費では校内の光熱費や物品費なども充てられるため、物価やエネルギー価格が上昇するなか、校内の改修が後回しにされている事態がうかがえます。①・②ともに、このような状況に陥っている背景は、市立学校の修繕に関わる予算が絶対的に不足していることがあると考えられます。2026（令和8）年度予算では市立学校の改修に関わる予算（①）が増額されたと聞いていますが、②と同様に、物価・エネルギー価格・人件費が高騰するなかで、予算増のみでこの状況が容易に改善されるとは考えにくく、引き続き十分な改修が行われないのではないかと懸念しています。

2点目は、学校からの改修申請に対して、学校施設課から申請受理や現地確認、改修実施の有無などについて十分な連絡が行われていないことです。この点については、複数の学校関係者への聞き取りから、他校でも同様の状況が常態化していることがわかりました。また、学校施設課は、教室の雨漏りなど緊急性の高い工事を除き、台風シーズンや年度末の改修の必要を見据えて年間を通じて計画的に予算執行を行なっているため、申請後すぐに改修工事ができないと説明しています。しかし、このような事情が学校現場と共有されておらず、改修の見通しも伝えられていない状況は、子どもの「安全・安心に生きる権利」だけでなく、計画的な教育活動の実施を妨げることにつながり、子どもの「のびのびと豊かに育つ権利」（なごや子どもの権利条例第6条）を侵害しているおそれがあります。

3点目は、市立高校の生徒の中で、校内で危険な箇所や改修が必要な箇所を見つけても、「名古屋市や学校にお金がないから言っても無駄だと思う」というあきらめ、教職員へ危険性を伝えていない状況が見られることです。2025（令和7）年10～11月に実施した市立高

校生対象の学校安全に関わるアンケートでは、多くの生徒が市立高校に施設・設備の安全性や快適性について不安や不満を抱えていることが明らかになりました。その中には、体育館や実習室などに冷房（エアコン）が設置されていないため、熱中症になりかけた、あるいは実際に体調を崩したという切実な声もありました。しかしながら、「改修にお金がかかるから」、「いくら言っても名古屋市・学校が動いてくれないから」、「諦めているから」などの理由で、学校内の危険性が教職員に伝えられていない状況も確認されました。このように、あきらめの気持ちによって、意見表明権をはじめとする「子どもが主体的に参加する権利」（なごや子どもの権利条例第7条）が実質的に制限され、その結果として学校内の危険な状態が放置されていることは非常に深刻な問題だと考えています。

2026（令和8）年度は、以上の問題点について早急な改善を図り、子どもの権利の回復につながるよう、教育委員会への対応を検討しているところです。

2026年2月27日

名古屋市立高校の生徒のみなさん

名古屋市子どもの権利擁護委員

学校安全についてのアンケート調査回答のお礼と調査結果について

2025 年 10～11 月に、市立高校の生徒のみなさんを対象とした「学校安全についてのアンケート調査」を実施しました。オンラインで 269 人の生徒のみなさんから率直な声を寄せていただきました。ご回答いただき、本当にありがとうございました。

アンケートの結果から、多くの生徒のみなさんが、市立高校の施設・設備の安全・安心に不安や不満を抱えていることが明らかになりました。その中には、体育館や実習室などに冷房（エアコン）が設置されていないため、熱中症になりかけた、あるいは実際に体調を崩したという切実な声もありました。

また、こうした不安や不満が、学校の先生たちに十分伝えられていない現状も見えてきました。「名古屋市や学校にお金がないから言っても無駄だと思う」と考えている生徒も少なくありませんでした。なごもっかは、生徒のみなさんのあきらめの気持ちによって、学校内の危険な状態が放置されてしまうことを非常に深刻な問題だと考えています。

なごや子どもの権利条例では、子どもたちに「安全に安心して生きる権利」や「主体的に参加する権利」があることが約束されています。しかし、名古屋市立高校では、生徒のみなさんのそうした権利が十分に保障されているとは言えない状況にあるのではないかと心配しています。

アンケート調査の結果を受け、子どもの権利擁護委員は、生徒のみなさんの安全・安心について特に心配な状態にあると思われる高校3校を訪問して、また1校については電話で、先生方に状況の確認を行うとともに、必要な改修を行っていただくことをお願いしました。そのなかで今年度末までに実習室のエアコンの設置が進められていることや、すでにエレベーターの改修が行われたことを確認できました。その一方で、生徒だけでなく教職員からの強い要望がありながら、一部トイレの改修や体育館へのエアコン設置などについて見通しが立っていないこともわかりました。また、学校訪問の際に、アンケート調査への回答では書かれていませんでしたが、非常に危険と思われる場所も見つかりました。

なごもっかとして、アンケートで寄せられた生徒のみなさんの声を教育委員会にしっかりと伝え、市立高校の施設・設備の安全・安心を確保するための対応をより早く進めてもらえるよう強く求めていきたいと考えています。今後の教育委員会とのやりとりなどはなごもっかの web サイトにてお知らせします。

※アンケート結果についてはこちらの2次元コードからご覧ください



【問い合わせ】 名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか
フリーダイヤル 0120-874-994



(2) 教員による不適切対応に関する問題

2020(令和2)年度から、活動報告書において、「相談から見えてきた課題」や「特に注意すべき相談」として、毎年教員による不適切な指導や対応を取り上げてきました。これまでの相談件数は以下の通りです。

.....

2020(令和2)年度:教職員の暴言に関する相談27件、体罰に関する相談6件、
体罰の可能性のある相談2件

2021(令和3)年度:不適切な対応に関する相談35件

2022(令和4)年度:不適切な対応に関する相談16件

2023(令和5)年度:不適切な対応に関する相談46件

2024(令和6)年度:不適切な対応に関する相談38件

.....

2025(令和7)年度は、教職員の対応が主訴とされた63件のうち、不適切対応の相談は38件でした。また、不適切対応のうち5件が特別支援学級の相談でした。新規相談ではありませんが、継続相談の経過の中で特別支援学級での教員の不適切対応が発覚したものが1件ありました。したがって、39件の相談を受け、うち6件が特別支援学級の相談ということになります。学校別では、幼稚園が5件、小学校が20件、中学校が7件、高校が7件で、うち幼稚園5件、小学校2件、高校5件が私立学校の相談でした。初回が子どもからの相談は6件でしたが、初回は保護者からの相談であっても子どもと直接話せたものが9件でした。このうち、学校から情報収集等を行ったものは10件です。

具体的な内容としては、「てめえ!何も言わんのか!」などと言われる(中学校)、罰として30分程度立たせたり腕を引っ張る(小学校)、給食を無理やり食べさせられ、嘔吐しても責められる(小学校)、席を立つ子に無言で机を蹴ったり、大声で怒鳴り、聞いているだけで怖くて学校に行きたくない(小学校)、生徒を泣かせるまで異常に怒ったり、体調が悪くても無理やり体育をやらされる(小学校)、言い分を聞かず、一方的に悪いと決めつけられた(小学校)、「クソ」「このバカ」「うざい」などと言われ、大声で怒鳴られる(小学校)などがありました。大声で怒鳴る、感情的な言動で指導する、児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導するという行為は、文部科学省の生徒指導提要改訂版でも不適切指導として例示されている言動で、子どもの権利を侵害する行為です。

特に課題と考えられるのは、特別支援学級での対応です。適切な支援が受けられない、合理的配慮を求めても対応してもらえないのにできないことを責められる、無視される、「お前」「てめえ」などと言われるなど、障害がある子への支援ではなく、怖がらせるような対応がなされている状況が複数の学校で確認されました。

このように、これらの相談の中には、文部科学省が発行する生徒指導提要改訂版において不適切指導とされるようなものや、子どもの尊厳を侵害するものなど、子どもの権利の観点から見ごぞすことができないものが含まれます。相談である以上、子どもや保護者などの一方的なとらえ方である場合もありますが、実際に深刻な権利侵害が起きていること

が確認できたものもありました。また、相談機関に相談ができる人はごく一部と考えられるため、教職員の対応によって傷つき、学校が安心できない場と感じたり、大人への不信感を抱く子どもたちは、この何倍から何十倍も多いと考えられます。

擁護委員は、この5年間、活動報告書において相談にあった具体的な言動などを示し、学校の自律的な改善及び教育委員会の制度的な対応を求めてきました。また、必要と判断した場合には、当該学校において情報収集等の活動を行い、改善のための対話を重ねてきました。しかしながら、相談が減少する傾向はみられず、子どもの権利侵害が疑われる相談が続いています。そのため、私たちは、数年前から専門調査員に依頼して発意前調査として他の自治体の状況や名古屋市の抱える課題などを調査してきました。それらの結果、これ以上子どもの権利侵害が起きないように、個別の教員の問題として対応するのではなく、制度的な改善が必要と判断し、2025（令和7）年1月に発意を行い、この課題に取り組むこととしました。これまでに、教育委員会に書類提出や説明を求め、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう対話を重ねてきましたが、残念ながら、まだ課題が解消される状況にはありません。

また、特別支援学級の不適切な対応は深刻で、SOSを出すことが難しい特別支援学級に在籍する子どもたちに二次障害が生じていないか特に危機感を抱いています。

なお、本件発意は、名古屋市教育委員会に対するもので、私立学校は対象外です。しかし、私立学校の教職員による不適切対応の相談も毎年あり、深刻なものも含まれます。こちらも今後の課題です。

（3）高校入学試験における合理的配慮に関する問題

2024（令和6）年度、なごもっかには、ディスレクシア（限局性学習症）の特徴をもつ子どもから、私立高校入試における合理的配慮に関する相談が複数寄せられました。「人より読むのに時間がかかる」として、入試時の配慮を高校に求めたものの、対応を断られたというものでした。入試は、子どもにとって今後の進路を左右する可能性のある重要な機会です。私たちは、子どもが少しでも安心して自分の力を発揮できるようにしたいと考え、志望校であった高校や、子どもが在籍していた中学校に働きかけを行いました。その結果、受験時に一定の配慮がなされるに至りました。しかしながら、このような相談は氷山の一角に過ぎない可能性があり、入試における合理的配慮について同様の困難を抱えている子どもが他にも多く存在すると推測されました。こうした問題意識から、2025（令和7）年度に、擁護委員の発意により本課題に取り組むこととしました。

ここで合理的配慮とは、障害などによって生じる困難を取り除き、誰もが平等に機会を得られるようにするための対応を指します。2024（令和6）年度からは、障害者差別解消法により、民間事業者を含むすべての事業者に対して、合理的配慮の提供が義務化されました。これにより、障害のある人からの申し出に対して、事業者は過度な負担とならない範囲で、物理的・制度的な障壁を取り除くための「建設的対話」と柔軟な対応が求められることとなりました。

愛知県の高校入試に関して言えば、公立入試においては、愛知県教育委員会が「障害等のある志願者に対する受検上の配慮について」という文書を公表し、どのような方法で合理的配慮の申請をすればいいかが説明されています。では、民間事業者である私立学校においては、どのような対応がなされているのでしょうか。愛知県内の私立中学校および私立高等学校によって構成される団体である愛知県私学協会に聞き取りを行ったところ、合理的配慮に関する案内や実施については、各学校の自主的な判断に委ねられているとのことでした。しかしながら、2024（令和6）年度に子どもから寄せられた相談内容を踏まえると、このような自主性が、結果として合理的配慮の実施にとってマイナスに働いている可能性があると考えられます。幸い、私学協会の会長に同様の問題意識を共有していただくことができ、その結果、私学協会が開催する校長会において合理的配慮に関する説明と、各私立学校を対象に、入試における合理的配慮の状況に関するアンケート調査を依頼・実施する機会を得ることができました。

アンケート調査は、愛知県内の私立高校で一般入試を行っている52校を対象に行われ、24校が回答してくれました（46.2%）。回答のあった24校のうち、2025（令和7）年度入試（2024（令和6）年度実施）において、合理的配慮に関する相談・申請があったのは18校（75.0%）でありました。ただし、学校によって相談件数には大きな差が見られ、一部の学校に相談が集中している実態も明らかになりました。相談を受けた学校では、すべてのケースにおいて関係者との話し合いが行われ、その結果として何らかの合理的配慮が提供されていました。話し合いの相手としては、受験生が在籍する中学校や保護者が中心であり、子ども本人が直接参加するケースは比較的少ない傾向が見られました。

対象となった困難の内容としては、聴覚障害や視覚障害、あるいは病気やけがによる受験上の支障が多く見られました。一方で、自閉スペクトラム症や注意欠如多動症、学習障害といった発達障害に関する相談は比較的少数にとどまっていました。これらの特性は外から把握しにくく、必要な配慮も個別性が高いため、より丁寧な対話と理解が求められる領域であると考えられます。実際に行われた合理的配慮の内容としては、別室での受験や座席の調整といった環境面での対応が多く見られました。また、問題用紙の拡大や補聴器の使用といった支援も行われており、受験生の状況に応じた工夫がなされていることがうかがえました。さらに少数ではありますが、問題文の読み上げやパソコンの使用など、受験方法そのものに関わる配慮も報告されており、個別のニーズに応じた柔軟な対応を試みている高校もあることが確認されました。

一方で、合理的配慮に関する情報提供については十分とはいえない状況が明らかになりました。多くの学校が特別な情報提供を行っておらず、受験生や保護者が事前に必要な情報を得る機会が限られている現状があります。情報が不足していることは、配慮の申請そのものをためらわせる要因にもなり得るため、今後の改善が期待されます。また、自由記述からは、入試においてはできる限りの配慮を行いたいという前向きな姿勢が見られる一方で、入学後に同様の配慮を継続できるかについて不安を感じている学校も少なくないことが分かりました。しかしながら、合理的配慮の提供は法律に基づく責務であり、入学後についても本人との対話を通じて適切に検討していくことが重要です。

2025（令和7）年度から、私学協会のホームページには、「障害等のある志願者に対する受検上の配慮について」という文書が公表されており、相談方法や中学生および保護者への周知方法が示されるに至っています。しかしながら、今回の調査からは、私立高校入試における合理的配慮が一定程度実施されている一方で、その内容や体制には学校間でばらつきがあり、また情報提供のあり方や入学後の支援との連続性といった課題が残されていることが明らかになりました。合理的配慮は、すべての子どもが安心して学びの機会にアクセスするための重要な仕組みです。2026（令和8）年度においても引き続き、子どもや保護者にとってより分かりやすく、利用しやすい仕組みが整えられるよう、働きかけを行っていきたいと考えています。

Ⅱ 相談から見てきた課題

Ⅰ 「子どもの声を聴くこと」と「子どもの意見表明権」

(1) はじめに

「なごもっか」では、相談を受ける際に「子どもの声を聴くこと」を大切にしています。この「子どもの声を聴く」というのは、子どもから直接話を聴いているときはもちろん、大人と話をしている時にも、その相談の中心にいるのは子どもであり、その「子どもの声」を常に意識しながら話を聴くように心がけています。

それでも、相談を受けている中で、私達は本当に子どもの気持ちを聴くことができているのだろうか、周りの大人の意見で子どもの意見を誘導していたり、大人の解決のイメージを押し付けてしまっていたりしないだろうか戸惑う場面もあります。

そこで、「子どもの声を聴くこと」について、改めて考えてみたいと思います。

(2) 子どもの意見表明権（意見を聴かれる子どもの権利）

まず、「子どもの声を聴くこと」は「子どもの意見表明権」という子どもの権利を保障するためにとっても大切です。子どもの権利条約第12条では、「子どもの意見表明権（意見を聴かれる子どもの権利）」について定められています。この子どもの意見表明権を保障するためには、単に子どもが意見を言うだけではなく、その意見がきちんと尊重されることが重要です。

また、なごや子どもの権利条例の第7条では、子どもは「主体的に参加する権利」が定められていて、子どもには意見を表明する機会が与えられること、そして子どもの意見が尊重され、意見表明をするために必要な情報提供や支援が受けられることが保障されています。

そして、このような子どもの「意見」とは、必ずしも子どもが相手との対面の場面において「言葉」で表現できた内容にとどまりません。子どもは、「言葉」として表現していなくても、その表情や態度などを含めたあらゆる表現方法で意見表明をしています。さらに、手紙などの文章を書いたり、絵などを描いて表現する場合や、時には、「今は自分の意見を言いたくない」「今はそっとしておいて欲しい」という意見を表明している場合もあるかもしれません。いずれにしても、大人は子どもの様々な意見表明をしっかりと受け止めて、その子どもの声に寄り添うことが大切です。

このような「子どもの声を聴くこと」、そしてその意見を尊重していこうという「子どもの意見表明権」の権利保障の動きは、具体的な法改正にも繋がっています。例えば、児童福祉の分野では、2016（平成28）年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが明確にされ、これを前提に同法第2条においては「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」る旨規定されています。そして、2023（令和4）年の児童福祉法改正では、社会的養護に関わる子どもの養育環境を左右する重大な決定の際の意見聴取等措置義務の導入や「意見表明等支援事

業」という子どもの意見表明権を保障するための具体的な支援が広がっています。

また、司法の分野においても、2013（平成25）年1月1日から家事事件手続法が施行され、家事事件における「子どもの手続代理人」という制度が開始されました。「子どもの手続代理人」は、子ども自身の手続代理人として子どもの気持ちに寄り添います。このような子どもの意向を家事手続の中で尊重し、子どもに対しても手続保障を尽くしていく「子どもの手続代理人」の制度のさらなる活用が全国の家庭裁判所で拡がりつつあります。

(3) 子どもの意見表明権を保障する 4 つの場面

このように子どもには、「子どもの意見表明権」が保障されています。次に、子どもの意見表明権の保障のために大切なことを、以下のように 4 つの場面に分けて考えてみたいと思います。

① 子どもとの関係構築の場面

まず、子どもの意見表明権を保障するにあたって、その前提として相談を受ける大人の側が子どもの権利に関する理解を深める必要があります。

そして、子どもが自分自身の意見を形成し、或いは意見表明をしていく前段階として、子どもが「自分の意見をもっていい」「自分の気持ちを話して良いんだ」と思える雰囲気づくりや関係性を構築していくことが大切です。このような子どもと大人が関係性を構築していく場面において、子どもが意見表出をしやすいように、大人が子どもの声に耳を傾ける傾聴の姿勢はとても重要です。

② 意見形成支援の場面

次に、子どもはいきなり自分の意見や気持ちを明確に表現できるとは限らないため、時には子ども自身の気持ちを一緒に紐解きながら、意見形成をしていく段階の支援が必要な場面もあります。

「なごもっか」では、子どもが言えたこと（結果）だけを取り扱うわけではなく、子ども自身がどのような気持ちを抱えていて、どのような解決を望んでいるのか、その意見を一緒に考えていく意見形成の場面（プロセス）も、子どもの意見表明権の保障のためにとても大切だと考えています。

この時、大人は、子どもが意見形成をするために必要な情報を提供したり、選択肢を子どもと一緒に考えたりします。しかし、この意見形成支援において、大人は子どもを「大人が一方的に思う解決のイメージ」に誘導したり、大人の意見を子どもに押し付けることが無いように気を付ける必要があります。どうしても、子どものために何とか力になりたいという大人の強い思いで、大人が一時的に思う理想の解決のイメージが先行し過ぎてしまい、子どもの気持ちが置いてけぼりになってしまう場面が生じてしまいます。そんな時は、子ども自身が持っている「解決する力」を信じるように心がけています。子どもの気持ちに寄り添い、伴走をするイメージです。子ども一人一人がそれぞれ違うように、その子が希望する解決のイメージもそれぞれ違います。大人は、十分に時間をかけてその子どもの声に傾聴し、子ど

もが意見をまとめる手助けをすることが大切です。

「なごもっか」では、情報収集等の活動に入る場合には、原則としてその活動を行う前に擁護委員が子どもとの面談を実施します。この擁護委員面談も子どもの意見形成支援の大切な機会だと考えています。

③ 意見表明を行う(伝える)場面

続いて、実際に子どもが意見表明を行う場面について考えてみます。

「なごもっか」では、実際に子どもが学校や親などの周りの大人に自分の意見や気持ちを伝えるための支援も行います。これまで「なごもっか」が意見表明の支援を行った例として以下のような方法がありました。

- i 子ども自身が大人と対面して、自分の言葉で大人に意見表明する場面に付き添う
- ii 子ども自身が自分の言葉を手紙などの文面に表現して、それを大人に届けるお手伝いをする
- iii 子どもが大人に聞きたい質問を代わりに「なごもっか」が質問して、その回答を子どもに報告する
- iv 子ども自身の意見や伝えたい気持ちを「なごもっか」が聴いて、それを代弁して大人に伝える

もちろん、上記の例は、意見表明の一例にすぎません。どの方法が一番良いということではなく、その子どもの希望する一番の表現方法を一緒に考えていくことが大切です。

仮に、大人が子どもの意見を代弁する場合、あらかじめ子どもとしっかり相談した上で、誰に、どのように、どこまでの範囲の内容を伝えるのか(伝えてほしくない内容があるのか)等、子どもの意見をしっかりと聴いた上で、同意を得ておくことが大切です。

④ その後の対応の場面

最後に、子どもが自分の意見を表現したその後の対応の場面について考えてみます。

なごや子どもの権利条例7条では、子どもは「意見を表明する機会が与えられること」に加えて、「自分たちの意見を尊重されること」が定められています。

実際に子どもの意見が相手に届き、その希望が実現して解決に至ることができるのであればそれは理想的な解決かもしれませんが、必ずしも子どもの意見が全て叶うわけではありません。

しかしながら、子どもの意見とは違う結論になる場合であっても、その判断結果や判断理由をしっかりと子どもへフィードバックする手続も、子どもの意見表明権の保障のためにとても大切です。大人は、子どもの意見表明をどのように受け止めて、どのように判断し、どのように行動したのか、しっかりと子どもに説明を果たす責任があります。

このように、子どもの意見表明を受けて、大人がしっかりと子どもの意見に向き合い、子どもに返答をしていくことも「子どもの声を聴く」という大切な権利保障の一つです。

(4) 子どもの主体性を尊重する

子どもの意見表明権の保障のために大切なことを、4つの場面に分けて考えてみました。

いずれの場面においても、「子どもの声を聴く」ことが大切であることがよくわかりました。そして、「子どもの声を聴くこと」は、「子どもの主体性を尊重する」という意味とも重なるのだと思います。

「なごもっか」が相談を受けているどの場面においても、子ども一人一人が主体性をもった個人として尊重し、その声（意見）に耳を傾け、子どもと共に問題の解決に向けて考え、取り組んでいきます。大人は子ども（の意見）を常に中心において、その周りから子どもを支援する輪を構築していくイメージです。「子どもの主体性を尊重する」ことを忘れなければ、大人の意見だけが先行して、子どもの意見が置いてけぼりになることも防ぐことができるのだと思います。

このように、「子どもの声を聴くこと」は、「子どもの意見表明権」の保障のためにとっても大切であり、そのことは同時に「子どもの主体性を尊重すること」にも繋がります。「なごもっか」では、引き続き一人一人の「子どもの声を聴くこと」を大切にしていきたいと思います。

最後に、「なごもっか」において、「子どもの声を聴くこと」を大切にし、心がけてきた結果として、元相談者の方から嬉しい感想の声が届きましたので、本報告書のコラム（p.78～79を参照）で紹介させていただきました。是非ご覧ください。

2 なごもっかにおける「勧告」の考え方

（1）「勧告」という制度

なごもっかを運営する擁護委員には、子どもの権利を守るために他機関に対して「勧告」や「要請」を行うという強い権限があります。これらは、擁護委員条例第15条に次のように規定されています。

第15条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。

3 第1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

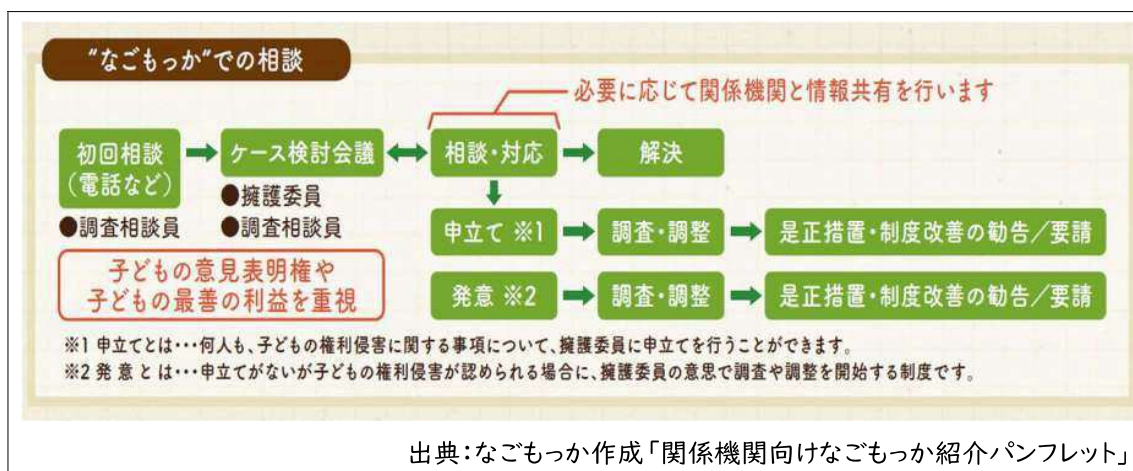
（※下線部は筆者による強調）

調査や調整の結果、市の機関に対しては勧告を、市の機関以外に対しては要請をすることができるというものです。「勧告または要請を受けた者は、これを尊重しなければならない」（第15条第3項）ことも規定されています。

その上で、勧告や要請をされた機関は、60日以内に擁護委員に対して是正等の措置又は改善の状況を報告しなければなりません（第16条第2項）。さらに、必要がある場合は、擁護委員による再調査や再勧告をすることができます（第17条）。また、これらの内容は、必要に応じて公表することができる/しなければならない（第18条）と定められています。

(2) 勧告や要請の考え方

擁護委員は、子どもの権利に関する申立てがあった際や子どもの権利が侵害されていると思われる場合は、まずは調査を実施します（※下図「“なごもっか”での相談」参照）。申立てや相談がなくとも、子どもの権利侵害が疑われる場合は、擁護委員の合意に基づく決定による「発意」を行い、調査を実施します。



調査の過程では、子どもの権利が守られていないと思われる状況がある場合は、「どうしたらその状況が改善されるか」、「子どもの最善の利益に近づくためには何ができるのか」ということを調査対象機関の事情を聴かせていただきながら、ともにできることを粘り強く話し合うことを大切にしています。これを「調整」と呼びます。なごもっかは、権限に基づいて一方的に改善を求めることよりも、対話を通じた協働による問題解決を重視しているからです。そのため特定の機関に対して、勧告や要請がある日突然なされるということは想定されません。2020（令和2）年1月になごもっかが開設されて以来、要請は1件行いましたが、勧告はいずれの機関にも行っていません。

さらに、擁護委員条例では、「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない」（第11条）とも規定されています。これまで、勧告を行っていないのは、なごもっかと関係機関との対話や調整によって、関係機関が子どもの権利を守るよう制度や支援の実践を自律的に改善してこられたという経緯があります。これこそ、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保する」（第1条）という目的だと擁護委員は考えています。

(3) 勧告や要請を行う時

それでは、なごもっか開設以来、子どもの権利が脅かされる状況がすべて改善したのかと問われると、目的からはまだ乖離があると言わざるを得ません。毎年、なごもっかの活動報告書には、「教員による不適切と思われる対応」や「障害のある子どもの学校における権利保障」といったトピックスを「相談から見えてきた課題」として記しています。これらにおいては、関係機関と調整を重ねてきても、相談が続いていたり、状況の改善が思わしくない

と擁護委員が考えているものです。いずれも、個別の課題というよりは、その集積から、制度上の課題が見えてきています。強調しますが、なごもっかは関係機関との話し合いや調整を基盤として、子どもの権利が守られる状況が自律的に形成されることが望ましいと考えています。しかしながら、それが様々な事情によって十分に機能しない場合には、条例上の権限に基づいて勧告や要請を行い、子どもの権利が守られる状況を形成していくことも、独立した公的第三者機関である子どもの権利擁護委員の重要な務めであると考えています。

Ⅲ 制度改善のための提言等

愛知県子どもの権利条例制定に関する意見書の提出

2026(令和8)年1月16日に、愛知県で検討が進められている「子どもの権利条例」について、子どもの権利保障の観点から、条例の内容及び制度設計に関して、意見書を提出しました。

本意見書では、条例の策定過程における子どもの参加のあり方、具体的な権利の明記の必要性、及び独立した子どもの権利擁護機関の設置と基礎自治体が設置している権利擁護機関との連携の必要性等について提言しました。

2026年1月16日

愛知県知事 大村秀章 様

愛知県子ども・子育て会議(愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会) 御中

名古屋市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 吉住 隆弘

委員 川口 洋誉

同 北川 喜郎

同 谷口由希子

同 間宮 静香

愛知県子どもの権利条例制定に関する意見書

私たちは、子どもの権利を守る文化と社会をつくり、子どもの最善の利益を保障するために制定された名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づく名古屋市子どもの権利擁護委員です。現在検討されている愛知県子どもの権利条例について、子どもの権利保障の観点から以下の意見を述べます。

第1 意見の趣旨

1. 子どもの権利条例制定について子どもの委員を選任し、子どもの委員とともに条例案を策定すること
2. 具体的な子どもの権利を条例に列挙すること
3. 条例に独立した子どもの権利擁護機関の設置を位置づけ、名古屋市子どもの権利擁護委員など基礎自治体の子どもの権利擁護機関と連携すること

第 2 意見の理由

1. 子どもの委員を選任し、子どもとともに条例案を策定すること

(1) 子どもの意見を聴かれる権利、参加する権利の位置づけ

子どもの権利条例は、子どもの権利を保障し、子どもの権利が守られる社会への変革のためにその必要性が認識され、全国で条例の成立が進んでいます。

子どもは、基本的人権が保障されているにもかかわらず、これまで権利の主体として認識されず、自分に関わることにしてもその決定や検討過程の議論に参加することができない状況にありました。子どもの権利条約 12 条では、子どもの意見を聴かれる権利を保障しています。この権利は、子どもの参加する権利、自己決定権及び手続保障の権利でもあると解釈をされています。

これを受け、こども基本法 3 条 3 号及び 4 号では、こども施策の基本理念として、子どもの意見を聴かれる権利を保障し、その意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先されることを求めています。

(2) 子どもの参加する権利の保障

愛知県が制定する子どもの権利条例の制定過程においても、子どもの参加する権利は重要です。愛知県では条例に関して子どもに意見を聴くワークショップを 12 月に開催されたようですが、この 1 回のみ意見聴取であるならば、ロジャー・ハートの「参画のはしご」の「形だけの参画」になりかねません（「子どもの参画」萌文社、2000 年、41-56 頁）。これは、非参画の段階と評価されており、子どもの参加する権利が保障されているとは言えません。例えば、条例案について子どもたちが意見を出してつくる、前文を子どもたちの言葉でつくるなど、豊田市、世田谷区、福岡県那珂川市など他の自治体では子どもの参加する権利を保障する形での条例制定がなされ、子どもの意見聴取や反映方法について具体的な情報も公開されていますので、先行自治体の実践を活かした子ども参加を検討してください。

子どもの参加する権利を保障しながら子どもの権利条例を制定するには、子どもとの継続的な対話が必要不可欠です。そのために、子どもの権利条例策定に関わる子どもの委員を募集し、子どもの委員と大人とが対話をしながら子どもとともに条例をつくることを求めます。

これらの子ども参加や子ども委員の選定にあたっては、子ども一人ひとりの置かれている環境や状況に配慮し、多様な背景をもつ子どもたちが幅広く参加できるよう機会の確保に努めてください。また、多数派・少数派といった構図が生じ、子ども同士の分断が生まれることのないよう、十分に留意してください。

2. 具体的な子どもの権利を条例に列挙すること

(1) 権利記載の必要性

子どもの権利条約 42 条では、子どもの権利条約を子どもや大人に知らせる義務が締約国に課されています。こども基本法 15 条でも、こども基本法及び子どもの権利条約の趣旨及び内容について、国民に周知を図ることとされています。

子どもの権利条例によって権利を知り、行使するのは子どもたちです。また、子どもの権利を保障する義務があるのは自治体を含む大人たちですが、その大人たちも子どもの権利を知らない現状があります。こども家庭庁が公表した「児童の権利に関する条約の認知度調査（簡易版）令和 7 年 3 月」

によると、子どもの権利条約の内容をよく知っている大人は 3.7%、内容を少し知っている大人は 13.1%しかおらず、このままでは子どもの権利を保障することができません。子どもが権利を知り、大人が子どもの権利を保障するには、子どもにどのような権利があるのかを条例の中で明示する必要があります。具体的な権利の規定（「権利カタログ」と言います）のない自治体では、「子どもの権利を尊重します」と子どもに啓発しながら、どのような具体的な権利があるかを示すことができていません。それでは、子どもも大人も具体的にどのように子どもの権利を保障すればよいのか知ることはできません。したがって、子どもの権利条例に権利カタログは必要です。

（2）地域における違い

子どもの権利条約の条文の一部を権利カタログに利用するという選択もありえますが、自治体が子どもの権利条例をもつことの意味のひとつに、その自治体の実情に応じた子どもの権利保障が可能となるということがあります。特に学校教育分野は各教育委員会が条件整備を行うこともあり、自治体によって大きな違いがあります。また、愛知県内であっても都市部か地方部では課題となる子どもの権利が異なる場合もあります。

そのため、愛知県の子どもたちにとって必要な子どもの権利を、愛知県に住んでいる子どもの声を聴きながら条例に列挙することが、子どもの権利保障の観点からも必要です。

3. 条例に子どもの権利擁護機関の設置を位置づけ、名古屋市子どもの権利擁護委員など基礎自治体の子どもの権利擁護機関と連携すること

（1）権利擁護機関設置の必要性

子どもの権利を保障する社会にするためには、独立した子どもの権利擁護機関の設置は不可欠です。子どもに権利がある、保障すると条例で伝えながら、権利が侵害された場合の救済手段をもたないことは無責任と言わざるをえません。国連子どもの権利委員会も一般的意見 2 号で子どもの権利を保障する社会とするために子どもの権利擁護機関の設置を求めるとともに、日本に対する総括所見においても、権利擁護機関の設置が勧告されています。

日本弁護士連合会も、2024 年 10 月に愛知県知事に対し、「子どもの権利条約を踏まえ、子どもの権利保障のために、地方公共団体の子どもの相談救済機関及び国の子どもの権利に関する政府から独立した人権機関の設置推進を求める意見書」を提出しており、その必要性は意見書からも明らかです。

実際に、都道府県単位においても少なくとも既に 5 県が子どもの権利擁護機関を設置しており、うち、埼玉県、山梨県、滋賀県は専用の相談窓口を開設し、対応を行っています。

（2）愛知県で子どもの権利擁護機関を設置する必要性

現在、愛知県内の基礎自治体のうち、子どもの権利擁護機関を条例上設置しているのは 8 自治体ですが、独立した専門の相談室をもって稼働しているのは、豊田市及び名古屋市のみです。

名古屋市は、数多くの子どもに関する相談窓口を設置していますが、それでも子どもの権利相談室「なごもっか」には、2024 年度は初回の相談が 434 件あり、その約半数の相談は子どもからです（2024 年度延べ相談件数は 3600 件）。それらの相談を蓄積した結果必要な事項については擁護委員による発意を行い、制度を改善し、子どもの権利が保障される社会になるよう働きかけています。県の所管である県立高校に関する相談や、県が監督権限を持つ私立学校での人権侵害の相談も

少なくありません。例えば、2024 年度に申立てを受けた私立高等学校入試において合理的配慮を拒否されたという事例がありました（名古屋市子どもの権利擁護委員「2024 年度名古屋市子どもの権利相談室なごもっか活動報告書」20-21 頁）。私たちは愛知県私学振興課にも働きかけましたが、県に対する条例上の強制的な根拠を持たない私たちは、十分な対応をしてもらうことはできませんでした。また、申立人が合理的配慮を求めた学校のうち 1 校は名古屋市の私立高校でしたが、配慮を求めた名古屋市内の私立高校に比して、合理的配慮が不十分な結果となりました。

名古屋市及び豊田市以外の自治体に居住している子ども、また名古屋市や豊田市在住の子どもであっても、市外の学校に通って権利侵害が生じた場合や県の施設で権利侵害が生じた場合、基礎自治体の権利擁護機関では十分な対応ができません。住む場所、通う場所によって人権侵害が起きても救済されないというのは、子どもの権利を保障する上で不平等であるといえます。子どもからの相談を受け、救済及び制度改善を行っている立場から、愛知県の条例で定めた子どもの権利擁護機関の設置を強く求めます。

（3）設置において必要な制度設計

子どもの権利擁護機関が、社会における子どもの権利を促進するためには、中核的機能として①個別救済機能、②制度改善機能、③広報啓発機能が発揮できる活動が条例上制定されることが必要です。また、制度改善機能を発揮する補助的機能として、モニタリング機能及び情報収集機能を行う活動が規定されなければなりません。

また、子どもたちからの相談を受けるためには、行政の他の相談窓口とは別に、守秘義務が厳守される第三者機関としての専用の相談窓口の開設は必要不可欠です。そのための人員確保と予算も必要となります。

それらに加え、上述のように、管轄が県であっても、子どもたちからの相談は、基礎自治体の権利擁護機関にくる場合もあります。したがって、県の子どもの権利擁護機関と基礎自治体の権利擁護機関との連携をとれるような制度設計がなされることを望みます。

（4）子どもの権利保障に向けた連携について

愛知県がこれから条例策定や制度設計を進めていくにあたり、参考になるのであれば名古屋市子どもの権利擁護委員から名古屋市子どもの権利擁護機関の概要やこれまでの活動内容、活動と条例との関係などを説明させていただくことも可能です。あわせて、設置の前及び設置後に、子どもの権利保障を実現する仲間として、連携の在り方について、ともに学び合い、定期的な意見交換の機会を設定いただきたいと思います。

IV 広報・啓発活動

擁護委員条例では、子どもの権利を守る文化及び社会を実現するため、擁護委員の所掌事務として第3条第4号に「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」と定めています。

I 配付物等を活用した広報活動 ※資料の縮小版をp.40以降に掲載しています。

(1) 機関紙「なごもっか通信」

子どもに子どもの権利相談室「なごもっか」のこと、子どもの権利に関することを知ってもらえるよう、幅広く配付しました。

○配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校・保育所・幼稚園等

○配付時期：【第13号】2025(令和7)年6月 【第14号】2026(令和8)年1月

(2) カード

子どもが気軽に持ち歩くことができるよう、携帯用のカードを配付しました。

○配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校・生涯学習センター・図書館等

○配付時期：2025(令和7)年5月、10月

加えて、市内のコンビニエンスストアや調剤薬局等でも配布しました。

(3) リーフレット

リーフレットを作成し、配布しています。学年・年齢で区別せず、自分にあったものを選択できるように、ふりがな有り版・ふりがな無し版の2種を作成するとともに、外国語版として、英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・ポルトガル語・韓国語・スペイン語についても用意しています。

○配布場所：市の関係機関等

(4) 「なごもんレター」

子どもが相談しやすいように、「なごもっか」に相談したいことを書いて、折りたたんで糊付けしてそのまま手紙として送ることができます。権利学習などの訪問先や児童館等で配布しています。

2025(令和7)年度には、レター立てを製作し、児童館や図書館等に配架依頼をしました。また、小学校1校において、放送委員長の子供にお昼の放送で「なごもっか」や「なごもんレター」について案内をしてもらい、全児童に配付するという取組みを実施しました。

(5) 関係機関向けリーフレット

学校や保育所・幼稚園、学童・トワイライトスクールなど、子どもにかかわる大人に「なごもっか」や子どもの権利について理解を深めてもらうためのリーフレットを作成、配付しています。

(6) その他

オリジナルの折り紙やシール、しおりをはじめとする各種グッズを作製し、広報・啓発活動に活用しています。

2 各種広報媒体を活用した広報活動

(1) 「なごもっか」公式ウェブサイト

「なごもっか」や子どもの権利について、たくさんの人に知ってもらえるように、2024（令和6）年3月に子ども向けウェブサイトを開きました。悩んだときは、「なごもっか」という相談できる場所があることや、子どもの権利について子どもの皆さんに知ってもらえるよう、「くわしい版」と「やさしい版」、「てつなぎなごもんずの部屋」を設けています。

2026（令和8）年2月からは、新たに「おとな版」を開設し、総合的に子どもの権利保障についての情報提供の充実を図りました。

また、定期的に擁護委員と相談員が、子どもの権利や「なごもっか」の様子などを『「なごもっか」のつぶやき』として掲載しています。

<<https://nagomokka.city.nagoya.jp>>



(2) アニメ動画

2024（令和6）年度、名古屋市立若宮商業高等学校の課題研究「ビジネスアニメ」の授業で、子どもの権利や「なごもっか」を紹介するアニメ動画（4作品）を制作してもらいました。

2025（令和7）年度も、4作品のアニメ動画を制作してもらい、あわせて8作品を「なごもっか」公式ウェブサイトに掲載しています。なお、制作にあたっては、子どもの権利や「なごもっか」についても理解を深めてもらうため、授業の導入として「なごもっか」の見学と権利学習も実施しました。

<<https://nagomokka.city.nagoya.jp/detailed/active/others/>>



(3) 市公式ウェブサイト

「なごもっか」の取組みや相談方法など基本的な情報や活動等を随時掲載しています。

<<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/shouhi/1016390/1016409.html>>



なごもっか



(4) 公式 X

「なごもっか」の活動や子どもの権利についての情報などを配信するため、2020（令和2）年5月に公式 X を開設、情報を発信しています。

アカウント名：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

@NagomokkaNagoya



(5) YouTube

これまでの「なごもっか」の活動報告についての動画を掲載しています。

<<https://www.youtube.com/@nagomokka/featured>>



(6) 生涯学習課 e- (えー) ネット*なごや

インターネット講座「e- (えー) ネット*なごや」の「親学のスズメ」内で、教育委員会生涯学習部生涯学習課と共同で作成した講座「『子どもの権利』ってなんだろう?」の学習コンテンツ動画をご覧ください。

<<https://www.youtube.com/watch?v=JlKtIQ84gZs>>



(7) 地下鉄広告

○地下鉄扉ステッカー広告

掲出場所:名古屋市営地下鉄全線

掲出期間:2025(令和7)年12月

3 講演会・研修会等

講演会、各種会議、研修会、ワークショップ等の場に擁護委員等が出向き、講師として子どもの権利に関する普及啓発を行う取組みを実施しております。2025(令和7)年度には、計61件の講演会・研修会等を実施しました。

(1) 子ども対象

子どもを対象とした講演会・研修会等は、以下の表のとおり20件、計1,724名以上の子どもを対象に実施しました。

No	区分	講座名称等	対象者	対応	実施日	参加人数 (申込時点)
1	小学校	春日野小学校6年生向け	小学6年生	粕田委員	7/11	70
2	小学校	ほのか小学校	小学6年生	川口委員	9/12	72
3	小学校	名北小学校5・6年生向け	小学5・6年生	吉住委員	12/4	105
4	小学校	高針小学校5年生向け権利学習	小学5年生	北川委員	12/11	54
5	小学校	極楽小学校5・6年生向け	小学5・6年生	川口委員	2/27	140
6	中学校	高針台中学校1年生向け	中学1年生	吉住委員	6/3	208
7	中学校	桜田中学校	中学1年生	川口委員	6/12	192
8	中学校	八幡中学校1～3年生向け	中学1～3年生	間宮委員	12/1	326

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	参加人数 (申込時点)
9	中学校	中学校 1～3 年生向け	中学 1～3 年生	谷口委員	12/5	330
10	中学校	御幸山中学校 3 年生向け	中学 3 年生	吉住委員	2/10	217
11	放課後	放課後等デイサービスのとよーび	中学 1～高校 3 年生	川口委員	8/12	10
12	児童 相談所	西部児相一時保護所(1 回目)	入所児童	谷口委員	5/23	-
13	児童 相談所	東部児相一時保護所(1 回目)	入所児童	谷口委員	7/4	-
14	児童 相談所	中央児相一時保護所(1 回目)	入所児童	谷口委員	7/18	-
15	児童 相談所	西部児相一時保護所(2 回目)	入所児童	谷口委員	10/31	-
16	児童 相談所	東部児相一時保護所(2 回目)	入所児童	谷口委員	11/28	-
17	児童 相談所	中央児相一時保護所(2 回目)	入所児童	谷口委員	12/12	-
18	児童 相談所	西部児相一時保護所(3 回目)	入所児童	相談員	2/27	-
19	児童 相談所	中央児相一時保護所(3 回目)	入所児童	相談員	3/6	-
20	児童 相談所	東部児相一時保護所(3 回目)	入所児童	相談員	3/13	-

参加した子どもたちからの主な感想として、以下のような声がありました。

- ・子どもにちゃんと権利があることを初めて知った。
- ・子どもの権利は自分がふと疑問に思った時やよくないなと少し感じた時にも使えることを知り驚き、自分も子どもの権利を持っているので、積極的に使っていこうと思った。
- ・普段苦手な勉強ができなくて、辛かったりするけど、「休んでもいいんだよ」って言ってくれて、安心した。
- ・自分には権利があるから何かを訴える時に心の中で抱え込まないでしっかり主張していきたいと思った。でも相手にも権利はあるので相手の意見もしっかり聞いていきたい。
- ・何か困ったことがあったら、なごもっかに相談してみたいと思った。
- ・なごもっかの「秘密は絶対に守ります」というルールはとても心強いなと思った。

子ども向け権利学習の様子



(2) 大人対象

大人を対象とした講演会・研修会等は、以下の表のとおり 29 件、計 1,683 名以上を対象に実施しました。

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	参加人数 (申込時点)
21	保育	新規事業者等各種ガイドライン研修	職員	間宮委員	4/17	50
22	保育	緑区保育園長会	保育園長	吉住委員	9/30	50
23	幼稚園	私立幼稚園協会園長先生等向け研修	設置者園長等	谷口委員	3/4	50
24	小学校	港西小学校教職員向け研修	教職員	吉住委員	1/8	27
25	小学校	小学校	教職員	川口委員	1/9	21
26	中学校	伊勢山中学校	教職員	粕田委員	7/1	38
27	中学校	鳴海中学校	教職員	吉住委員	8/22	40
28	中学校 高校	愛知中学・高等学校教員向け研修	教職員	間宮委員	11/20	115
29	高校	名古屋西高校 PTA	保護者・ 教職員	間宮委員	11/11	30
30	学校 関係	名古屋市技術・家庭科研究会	職員	谷口委員	7/31	20
31	学校 関係	2年目校(園)長会	2年目校園長	谷口委員	11/18	41
32	教育 関係	教育委員会生涯学習課生涯学習センター職員向け研修	職員	川口委員	8/5	20
33	教育 関係	瑞穂生涯学習センター (市教委生涯学習課)	市民	谷口委員	1/23	50
34	放課後	名東区学童保育指導員会	指導員	粕田委員	6/24	50
35	放課後	放課後職員向け研修	職員	谷口委員	7/1	200
36	施設	乳児院職員向け研修(1回目)	職員	谷口委員	7/24	12
37	施設	名広愛児園職員向け研修(1回目)	職員	谷口委員	9/8	15
38	施設	乳児院職員向け研修(3回目)	職員	谷口委員	9/25	12
39	施設	乳児院職員向け研修(4回目)	職員	谷口委員	10/14	12
40	施設	乳児院職員向け研修(2回目の振替)	職員	谷口委員	11/11	12
41	障害者 支援	天白区障害者自立支援連絡協議会	放課後デイ等	川口委員	1/19	20

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	参加人数 (申込時点)
42	区関連	東区主任児童委員向け研修	主任児童委員	間宮委員	6/6	21
43	区関連	主任児童委員研修(子育て支援課)	主任児童委員	間宮委員	1/29	559
44	区関連	名古屋市民生委員・児童委員連盟 瑞穂区支部 講演会	民生委員・ 児童委員等	谷口委員	1/30	90
45	保健師	新任保健師研修	新任保健師	間宮委員	11/20	10
46	企業	近藤印刷主催企業向け権利学習	企業	間宮委員	10/17	20
47	企業	丸天産業社員向け権利学習	企業	間宮委員	2/2	18
48	企業	FellneFES セミナー&お茶会	企業	間宮委員	3/6	-
49	庁内	子ども青少年局管理職員向け研修	管理職員	粕田委員	8/28	80

参加した方からの主な感想として、以下のような声がありました。

- ・子どもの思いをしっかり聴くことの大切さがわかった。
- ・子どもとともに考えることを明日から意識していこうと思った。
- ・職員の間関係が子どもたちの成長に繋がることはわかって
いたが、深く理解できていなかったと気付いた。
- ・様々な人とふれあうことの大切さを念頭におき、いろんな
先生がいてもいいんだと思える職場環境を整えていき
たい。
- ・子ども一人一人と上下関係をつくるのではなく、大人が子
どもの目線に合わせることが大切だなと思った。
- ・働き方改革が進み、職員間で話す機会が減っている。研
修を通して対話ができることはありがたい。

教職員向け研修の様子



(3) 大人対象(教職員向け研修)

2025(令和7)年から、教育委員会事務局と連携し、新たな形式での教職員向けの研修として、事前に動画を視聴し、その後に対話形式にて学校で起こりがちな事例を取り上げ、子どもの権利を尊重した対応について意見交換するという研修を実施しております。

2025(令和7)年度は、以下の表のとおり12件の研修対象を実施しました。

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	アンケート 回答数
50	小学校	春岡小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	吉住委員	7/17	18

No	区分	講座名称等	対象者	対応	実施日	アンケート 回答数
51	小学校	滝川小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	谷口委員	7/25	6
52	小学校	陽明小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	間宮委員	7/28	7
53	小学校	穂波小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	川口委員	9/5	12
54	小学校	城西小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	吉住委員	9/18	13
55	小学校	楠西小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	粕田委員	9/18	10
56	小学校	白鳥小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	間宮委員	12/4	19
57	小学校	旭丘小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	北川委員	12/11	14
58	小学校	ほのか小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	谷口委員	12/22	6
59	小学校	牧野小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	北川委員	1/26	15
60	中学校	笈瀬中学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	間宮委員	10/9	8
61	中学校	桜丘中学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	吉住委員	11/13	5

参加した方からの主な感想として、以下のような声がありました。

- ・子どもも「一人の人間」であり、「権利の主体」であることが理解できた。
- ・権利と権利がぶつかり合う場面での調整が非常に難しい。
- ・決めつけずに、子どもの話や思いを最後まで丁寧に聞き取り、行動の背景を理解しようと努めていきたい。
- ・子どもが安心して意見を表明できる学級・学校環境を整えることが必要だと学んだ。
- ・子どもの権利を尊重しつつ、適切な指導との両立ができるよう、日頃から意識していきたい。

「なごもっか」では、子どもの権利の普及啓発として、講演やワークショップ等の活動に力を入れています。子ども向け、大人向け、のいずれも対応できます。

ご希望の方は、お気軽に「なごもっか」事務局までお問い合わせください。

一緒に子どもの権利について考え、広めていきましょう。

詳しくは「なごもっか」公式ウェブサイト内の権利学習のページでご案内しています。



「なごもっか」事務局

子ども青少年局子ども未来企画課(分室) TEL:052-211-8071

4 活動報告会

「なごもっか」の活動をより多くの市民に知ってもらうために、毎年、「子ども向け活動報告会」と「大人向け活動報告会」を開催しております。

(1) 子ども向け活動報告会

2025(令和7)年度は、8月に計3回の子ども向け活動報告会を開催しました。各回には運営スタッフとして擁護委員1名と調査相談員等が従事しました。

児童館で開催した報告会では、「あそんで知ろう!子どもの権利!!」と題し、2024(令和6)年度の相談実績やランキング等をクイズ形式で紹介するとともに、輪投げやカルタなどの遊びを取り入れ、子どもが楽しみながら子どもの権利や「なごもっか」について学べるよう工夫して実施しました。

ユースクエアで開催した報告会では、ユースクエアの夏祭りに参加して、内容の企画段階からてつなぎなごもんずと一緒に考え、輪投げやクイズ、気持ちを自由に話せるコーナーなどを実施しました。

① 港児童館

○実施日:2025(令和7)年8月8日(金)

○対応:吉住委員、調査相談員

○参加人数:約10名

② ユースクエア(青少年交流プラザ)

○実施日:2025(令和7)年8月10日(日)

○対応:粕田委員・吉住委員・調査相談員・てつなぎなごもんず

○参加人数:221名(参加賞をお渡した数)

③ 天白児童館

○実施日:2025(令和7)年8月28日(木)

○対応:川口委員・調査相談員

○参加人数:約20名



名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

子ども向け活動報告会

『あそんで知ろう!子どもの権利!!』

場所: 港児童館 時間: 10:30~12:00

8月8日(金)

なごもっかをクイズで知ろう!

子どもの権利やなごもっかのこと、
令和6年度の相談ランキングを
子どもの権利擁護委員がわかりやすくお話しします。

あそんで知ろう!子どもの権利!!

子どもの権利やなごもっかのことを楽しく知ってね。

- ★ “輪投げ”であそぼう
- ★ これは『言いたい!!』
- ★ あなたが大切なものって?
- ★ 4つの権利

なごもっか
公式ウェブサイト
みてね

なごもっかへの相談は?
子ども専用フリーダイヤル
はなし きくよ
0120-874-994
お問い合わせ
なごもっか事務局(電話:052-211-8071)

(2) 志段味図書館

○実施日:2026(令和8)年1月17日(土)

○内 容:司書による読み聞かせ会【「ようこそこどものけんりのほん」(白泉社 絵:えがしらみちこ 文:子どもの権利・きもちプロジェクト)】

子どもの権利のお話し会・ゲーム大会【世界の子どもの権利かるた(監修:甲斐田万智子)・なごもん福笑い】

子どもの権利シールの投票・おすすめの本の紹介(12/17~1/22)

(3) ユースクエア(青少年交流プラザ)

○実施日:2026(令和8)年3月15日(日)

○内 容:クイズで子どもの権利と「なごもっか」を知ろう!!

★とだがわこどもランド開園30周年プレ企画★

11月1日子ども111(イイネ)DAY
とだがわこどもランドで
なごもっかといっしょにあそぼう!

●帰ってきた!
子どもの権利クイズラリー
今年は3本立て!!

時間:①10:30~12:00 ②13:30~15:00
場所:園内(スタートは本館エントランス)
定員:各回 先着70名

クイズに答えて、子どもの権利やなごもっかのことを楽しく知ってね。
なごもんグッズのプレゼントもあるよ。

●子どもイイネ!
子どもの権利お話し会
時間:14:00~14:30
場所:多目的室

子どもの権利について、
子どもの権利擁護委員が分かりやすくお話しします。
おうちの人も参加できます。

●自由に描いてね!
なごもんお絵描きコーナー
時間:13:30~15:00 あなたの大切なものって?
場所:本館エントランス なごもんで描いてみよう。

お問い合わせは、なごもっか事務局まで(電話:052-211-8071)

こ げんり 子どもの権利相談室なごもっか×志段味図書館

あそ し こ けんり
遊んで知ろう! 子どもの権利!
~カルタや福笑い、本の読み聞かせもあるよ!~

日時:1月17日(土)10時~12時
場所:志段味図書館2階集会室(守山区深沢1-101)
対象:子どもならだれでも(おうちの人もOK)

プログラム:
・10時00分~ 本の読み聞かせ
・10時15分~ 子どもの権利クイズ
・10時30分~ カルタ、福笑い遊び
★おえかき、書初コーナーもあるよ。
★好きな時に参加できます。申込やお金はいりません。

なごもんグッズを
プレゼント!

こ げんり 子どもの権利シール投票
&おすすめの本の紹介もやってます!

期間:12月17日(水)~1月22日(木)
場所:志段味図書館1階児童書スペース
時間:志段味図書館がやっている時間
火~土(祝日をのぞく):午前9時30分~午後7時
日・祝日:午前9時30分~午後5時
年末年始のお休み:12月29日(月)~1月8日(木)

なごもんのしおりが
もらえます

お問い合わせは、なごもっか事務局まで(TEL:052-211-8071)

6 視察等の受入れ

「なごもっか」では、子どもの権利の普及啓発や国内における子どもの権利擁護機関設置推進を目的に、子どもや他の自治体などからの視察等の依頼に対応しています。

2025(令和7)年度は、盛岡市議会、豊橋市等の13の自治体等の視察等がありました。加えて、子どもの権利に関する学習・研究のため、高校生1名や大学生1名の見学についても対応いたしました。

(資料1) 機関紙「なごもっか通信」

第13号(小学生版)



2023年6月 第13号
小学生版

名古屋
子どもの権利相談室

なごもっか通信

子どもの権利を知っていますか？

どの子どもも生まれたときから一人一人が大切にされる権利をもっています。どんなに小さな子どもにも、自分の気持ちがあり、それが大切にされることで、安心して自信を持って成長していくことができます。子どもだからこそ大切にされる「子どもの権利」があるのです。名古屋市には、みなさんの大切な権利についての約束「なごや子どもの権利条例」があります。 なごや子どもの権利条例

「なごや子どもの権利条例」の大切な4つのこと

安全に安心して生きる権利	安心して過ごす場所があること	のびのびと豊かに育つ権利	遊ぶこと、学ぶこと、ゆっくり休むこと
一人一人が大切にされる権利	ありのままのあなたが大切にされること	主体的に参加する権利	自分の気持ちを聞いてもらえること

～子どもの権利擁護委員からのメッセージ～

吉住委員—弁護士です

ふだんは大学で心理学を教えています。周りにどう思われているか気になる年代かなと思います。そんなみなさんにお送りする曲は、シンディ・ローパーの「True Colors」です。
♪ True colors are beautiful like a rainbow ♪
自分らしさを大切に。

粕田委員—弁護士です

弁護士ってどんなイメージですか。怖そう？強そう？いろいろなイメージがあると思います。実は結構親しみやすいイメージがあると思います。私には歴史にまつわる質問をしてみたいです。全然答えられずふいにふいにふいに、大笑いをしてしまいました。ありがとうございます。

間宮委員—弁護士です

市外のある学校で子どもの権利の話をしたら「おとなの言うことは絶対だ」と思っていた。意見を言うのは口答えだと思っていた」という感想がありました。私も子ども時代そう思っていたことを思い出しました。子どもには意見を言う権利があるって、昔の自分に教えたかと思うながら、いろいろなところで権利の話をしています。

川口委員—大学で教育学を教えています

3月にフィンランドの学校を訪ねました。ムーミンやサンタクロースで有名な国です。フィンランドの学校の授業には「遊ぶことは子どもの権利」「子どもの権利を守ることは大人の責任」と書かれていました。子どもたちは「先生たちはわたしたちの話をよく聞いてくれる」と話してくれました。子どもにとって居心地のいい学校でした。

谷口委員—大学で社会福祉学を教えています

社会福祉学を教えている大学教員です。中学生・高校生の時は悩みが多くて、色々な人に助けられました。今は自分も誰かに助けてもらえる大人の人になれたらなと思っています。一人ひとりが本来持っている力を開花できるように応援します。

～調査相談員からのメッセージ～

調査相談員が最初にお話を聞きます。困っていること、つらいことがあれば、一人で悩まなくて相談してね。話をしたい、聞いてほしいというときには、連絡待っています。

第13号(中学生・高校生・保護者版)



2023年6月 第13号
中学生・高校生・保護者版

名古屋
子どもの権利相談室

なごもっか通信

子どもの権利を知っていますか？

どの子どもも生まれたときから一人一人が大切にされる権利をもっています。どんなに小さな子どもにも、自分の気持ちがあり、それが大切にされることで、安心して自信を持って成長していくことができます。子どもだからこそ大切にされる「子どもの権利」があるのです。名古屋市には、みなさんの大切な権利についての約束「なごや子どもの権利条例」があります。 なごや子どもの権利条例

「なごや子どもの権利条例」の大切な4つのこと

安全に安心して生きる権利	安心して過ごす場所があること	のびのびと豊かに育つ権利	遊ぶこと、学ぶこと、ゆっくり休むこと
一人一人が大切にされる権利	ありのままのあなたが大切にされること	主体的に参加する権利	自分の気持ちを聞いてもらえること

～子どもの権利擁護委員からのメッセージ～

吉住委員—大学で心理学を教えています

ふだんは大学で心理学を教えています。周りにどう思われているか気になる年代かなと思います。そんなみなさんにお送りする曲は、シンディ・ローパーの「True Colors」です。
♪ True colors are beautiful like a rainbow ♪
自分らしさを大切に。

粕田委員—弁護士です

弁護士ってどんなイメージですか。怖そう？強そう？いろいろなイメージがあると思います。実は結構親しみやすいイメージがあると思います。私には歴史にまつわる質問をしてみたいです。全然答えられずふいにふいにふいに、大笑いをしてしまいました。ありがとうございます。

間宮委員—弁護士です

市外のある学校で子どもの権利の話をしたら「おとなの言うことは絶対だ」と思っていた。意見を言うのは口答えだと思っていた」という感想がありました。私も子ども時代そう思っていたことを思い出しました。子どもには意見を言う権利があるって、昔の自分に教えたかと思うながら、いろいろなところで権利の話をしています。

川口委員—大学で教育学を教えています

3月にフィンランドの学校を訪ねました。ムーミンやサンタクロースで有名な国です。フィンランドの学校の授業には「遊ぶことは子どもの権利」「子どもの権利を守ることは大人の責任」と書かれていました。子どもたちは「先生たちはわたしたちの話をよく聞いてくれる」と話してくれました。子どもにとって居心地のいい学校でした。

谷口委員—大学で社会福祉学を教えています

社会福祉学を教えている大学教員です。中学生・高校生の時は悩みが多くて、色々な人に助けられました。今は自分も誰かに助けてもらえる大人の人になれたらなと思っています。一人ひとりが本来持っている力を開花できるように応援します。

～調査相談員からのメッセージ～

調査相談員が最初にお話を聞きます。困っていること、つらいことがあれば、一人で悩まなくて相談してね。話をしたい、聞いてほしいというときには、連絡待っています。



2023年6月 第13号
小学生版

名古屋
子どもの権利相談室

なごもっか通信

夏休み、なごもっかがみなさんに会いに行きます！

子どもの権利を楽しく学べるイベントをやります。なごもっかの活動報告もあるよ。

児童館に行きますよ

● 港見児童館(港区見町7-28)
8月8日(金) 午前10時30分～午後0時00分
● 天白児童館(天白区地場5-1801)
8月28日(木) 午後1時00分～午後2時00分

ユースクエアの夏休みになごもっかブースを出します

● 青少年交流プラザユースクエア(北区柳原3-6-8)
8月10日(日) 午後1時00分～午後5時00分

くわしくは、なごもっか公式ウェブサイトでお知らせします。
お問合せ先: なごもっか事務局 (TEL: 052-211-8071)

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、**なごもっかに相談してみませんか？**

相談の方法は、なごもっか公式ウェブサイト

LINEから相談予約もできますよ。まだ未だ知っていませんか？

LINEから相談予約もできますよ。まだ未だ知っていませんか？

相談時間は、終了後に金曜日受ります

なごもっか 0120-874-994

おとば 052-211-8640

ファックス 052-211-8072

テ461-0005 東区東郷一丁目13番3号
NKK児童福祉センタービル6階

【相談時間】
月・火・水・木・金 午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
土・日・月・火・水・木・金 午前11時～午後9時(受付は午後8時30分まで)
土・日・月・火・水・木・金 午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

なごもっか公式ウェブサイトにて「てつなぎなごもんずの部屋」ができました！

てつなぎなごもんずの部屋では、こんなことを見ることができます。

てつなぎなごもんずの作品
今月の活動予定
会員登録フォーム

てつなぎなごもんずの部屋

てつなぎなごもんずは、なごもっかと一緒に活動してくれる仲間たちです。
登録すると「なごもんずのキーホルダー」をプレゼント！
会員登録フォームから、いつでも登録できます。
あなたもなごもっかに活動しませんか？

なごもっかからの挑戦状★

Q. てつなぎなごもんずの作品はいつあるでしょう？

① 1作品 ② 5作品
③ 9作品 ④ 13作品

ヒントは「てつなぎなごもんずの部屋」にある★

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォンで、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

第14号(やさしい版)



子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

なごや子どもの権利委員
マスコットキャラクター なごちゃん

2024 (令和6) 年度

なごもっかの活動を報告します

子どもからの新しい相談は、203件ありました。
そのうち、電話：188件（面談、手紙など：15件）

子どもからの相談ランキング

- 1 友だちや他の人とのこと
(例：友だちとけんかした)
- 2 家族のこと
(例：ほめてもらえない)
- 3 先生のこと
(例：学校に行きたくない、先生が怖い)

なごもっかに一人で話をすると不安なまま、大人から説明してもらって、あなたのお話をあとから聞くこともできます。あなたの気持ちを直接聞くことを大事にしたいです。

いろんな子どもが相談してくれています

- ・小学校低学年(1～3年生)：50件
- ・高学年(4～6年生)：55件
- ・中学校1～3年生：56件
- ・高校1～3年生：26件

うまく話さなくてもいいよ

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか

話を聞きます ※相談にお金はかかりません
公衆電話では、終了後にお金が戻ります

電話で 電話 0120-874-994
ファックスで ファックス 052-211-8640
会って 会って 052-211-8072
手紙で 手紙で 052-211-8072

〒461-0005 東区東横一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

【相談時間】
月：午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
火・水：午前11時～午後9時(受付は午後8時30分まで)
土：午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォン等により、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。



子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

なごや子どもの権利委員
マスコットキャラクター なごちゃん

2024 (令和6) 年度

なごもっかの活動を報告します

子どもからの新しい相談は、203件ありました。
そのうち、電話：188件（面談、手紙など：15件）

子どもからの相談ランキング

- 1 友だちや他の人とのこと
(例：友だちとけんかした)
- 2 家族のこと
(例：ほめてもらえない)
- 3 先生のこと
(例：学校に行きたくない、先生が怖い)

なごもっかに一人で話をすると不安なまま、大人から説明してもらって、あなたのお話をあとから聞くこともできます。あなたの気持ちを直接聞くことを大事にしたいです。

いろんな子どもが相談してくれています

- ・小学校低学年(1～3年生)：50件
- ・高学年(4～6年生)：55件
- ・中学校1～3年生：56件
- ・高校1～3年生：26件

うまく話さなくてもいいよ

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか

話を聞きます ※相談にお金はかかりません
公衆電話では、終了後にお金が戻ります

電話で 電話 0120-874-994
ファックスで ファックス 052-211-8640
会って 会って 052-211-8072
手紙で 手紙で 052-211-8072

〒461-0005 東区東横一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

【相談時間】
月：午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
火・水：午前11時～午後9時(受付は午後8時30分まで)
土：午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォン等により、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

第14号(中学生・高校生・保護者版)



子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

なごや子どもの権利委員
マスコットキャラクター なごちゃん

2024 (令和6) 年度

なごもっかの活動を報告します

子どもからの新しい相談は、203件ありました。
そのうち、電話：188件（面談、手紙など：15件）

子どもからの相談ランキング

- 1 友だちや他の人との関係
- 2 家族との関係
- 3 教職員の対応

いろんな子どもが相談してくれています

- ・小学校1～6年生：105件
- ・中学校1～3年生：56件
- ・高校1～3年生：26件

子どもからの相談などをきっかけに、子どもと一緒に、仕組みや決まりを変えてもらう働きかけをしています

例えば…

入試の時に、読み書きが苦手な子どもでも受験しやすい方法を考えてもらいました。

同じ学校の子どもから、同じような相談がいくつもあつたので、学校全体の問題として解決を働きかけた。結果、学校のルールが見直されました。

あなたの声で変わるかも！

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか

話を聞きます ※相談にお金はかかりません
公衆電話では、終了後にお金が戻ります

電話で 電話 0120-874-994
ファックスで ファックス 052-211-8640
会って 会って 052-211-8072
手紙で 手紙で 052-211-8072

〒461-0005 東区東横一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

【相談時間】
月：午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
火・水：午前11時～午後9時(受付は午後8時30分まで)
土：午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォン等により、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。



子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

なごや子どもの権利委員
マスコットキャラクター なごちゃん

2024 (令和6) 年度

なごもっかの活動を報告します

子どもからの新しい相談は、203件ありました。
そのうち、電話：188件（面談、手紙など：15件）

子どもからの相談ランキング

- 1 友だちや他の人との関係
- 2 家族との関係
- 3 教職員の対応

いろんな子どもが相談してくれています

- ・小学校1～6年生：105件
- ・中学校1～3年生：56件
- ・高校1～3年生：26件

子どもからの相談などをきっかけに、子どもと一緒に、仕組みや決まりを変えてもらう働きかけをしています

例えば…

入試の時に、読み書きが苦手な子どもでも受験しやすい方法を考えてもらいました。

同じ学校の子どもから、同じような相談がいくつもあつたので、学校全体の問題として解決を働きかけた。結果、学校のルールが見直されました。

あなたの声で変わるかも！

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか

話を聞きます ※相談にお金はかかりません
公衆電話では、終了後にお金が戻ります

電話で 電話 0120-874-994
ファックスで ファックス 052-211-8640
会って 会って 052-211-8072
手紙で 手紙で 052-211-8072

〒461-0005 東区東横一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

【相談時間】
月：午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
火・水：午前11時～午後9時(受付は午後8時30分まで)
土：午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォン等により、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

(資料2)リーフレット

①ふりがなあり版

子どもの権利とは?

どの子どもおなじみはないから、生まれたときから一人一人がたいせつにされる権利をもっています。

どんなにちいさなときも、じぶんのきもちがあり、それがたいせつにされることで、あんしんしてじしんをもって大人になっていくことができます。これから大人になる子どもには「子どもの権利」があるのです。

子どもたちは、

- ①「あんぜんにあんしんして生きる権利」、
- ②「一人一人がたいせつにされる権利」、
- ③「のびのびとゆたかにそだつ権利」、
- ④「じぶんのきもちでさんかする権利」の4つの権利をちゅうしんに、さまざまな権利があります。

(なごもっかの権利条約)

「なごもっか」とは?

「なごもっか」は、子どもの権利をまもるための相談室です。なごもっかには、調査相談員と子どもの権利ようがいんがいます。「権利ようご」というのは、権利をまもる、といういみです。

なごもっかは、子どもたちのみかたで、いつも「子どもの最善の利益」(その子どもにとっていちばんよいことはなに?)をかんがえています。

みなさんがいけんをいやすように、いっしょにかんがえ、みなさんのきもちをたいせつにして、かいけつをめざします。




なごもっか入口 (6階です) NHK名古屋放送センタービル

相談するには?

ふりがなあり版

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル

☎ 0120-874-994

☎ 052-211-8640

☎ 052-211-8072

〒461-0005
名古屋市中区東横一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
(栄駅からオアシス21を過って3分ほどです。)

会って、手紙で

相談できる曜日と時間

月	火	水	木	金	土	日
午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後8時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後8時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後8時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後8時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後8時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後8時30分まで)

※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。
※祝日、年末年始を除きます。



ふりがなあり版

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

2人で悩まないで、相談してね



「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル

☎ 0120-874-994

「なごもっか」で検索 なごもっか

「なごもっか」公式X
@NagomokkaNagoya

LINE公式アカウント
@846npgba

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

名古屋市公式ウェブサイト

※QRコードは「QR」マークで読み取れます。

「なごもっか」はどんなことをするの?

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

人に言えないイヤなことがある

学校に行きたくないな

仲間はいいない

このルールおかしくない?

こはんを食わせてもらえない時がある

いそぐ

いじめで悩んでいる

話をきいてくれない

家のことで自分の時間が無い

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。
「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル

☎ 0120-874-994

☎ 052-211-8640

☎ 052-211-8072

〒461-0005
名古屋市中区東横一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
(栄駅からオアシス21を過って3分ほどです。)

会って、手紙で

解決

どうすればいいかわかった。

安心した。

元気がなった。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

調べる・協力する

子どもの権利ようがいんが関係する人たちに話を聞いた。協力をお願いします。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

②ふりがななし版

子どもの権利とは？

人間は、大人だけのものではありません。
すべての子どもは生まれながらにして一人ひとりがけがえのない存在として大切にされる「権利」があります。

どんなに小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にされることで自分の人生を切り拓いていくことができます。

「なごもっか」では、

- ① 安全に安心して生きる権利
- ② 一人一人が尊重される権利
- ③ のびのびと豊かに育つ権利
- ④ 主体的に参加する権利

の4つの権利を中心に、様々な子どもの権利があることがうたわれています。

「なごもっか」とは？

子どもの権利相談室「なごもっか」は、「名古屋市子どもの権利保護委員会」に基づく、子どもの権利を守るための相談室です。

なごもっかを運営する子どもの権利保護委員は、他のどの機関からも独立して、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いこととは何か)を考えながら活動します。

なごもっかはみなさんが自分の意見を言うように話を聞き、ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。

相談するには？

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
☎ 0120-874-994
☎ 052-211-8640
※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAXで ☎ 052-211-8072
〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
(栄駅からオアシス21を過って3分ほどです。)

●会って、手紙で

相談できる曜日と時間

月	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)
火	午前11時～午後9時 (受付は午後8時30分まで)
水	午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)

※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。
※祝日、年末年始を除きます。

名古屋市 子どもの権利相談室 なごもっか

一人で悩まないで、相談してね

子どもの権利相談室「なごもっか」
〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
☎ 0120-874-994

「なごもっか」で検索 なごもっか Q

「なごもっか」公式X
@Nagomokkagoya

「なごもっか」子ども向けウェブサイト

LINE公式アカウント
@646nagda

名古屋市公式ウェブサイト

なごもっか入口(6階です)

NHK名古屋放送センタービル

「なごもっか」はどんなことをするの？

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

- 学校に行きたくない
- 人に言えないイヤなことがある
- 仲間にはいれない
- このルールおかしくない？
- 話を聞いてくれない
- ゆっくりする時間が欲しい
- ごはんを食べさせてもらえない時がある
- みんなと違うことはダメなの？
- 家で過ごす自分の時間がない
- 家にいたくない
- 体罰された
- 嫌なこと言っちゃった
- 部活に行くのがつらい
- いじめで悩んでいる

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。
「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する

電話 FAX
会って 手紙

子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます。

「どんなことができるかな？」
「どうして悩んでいるかな？」
「どうしたいかな？」

調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利保護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

解決

どうすればいいかわかった。
安心した。
権利の回復
元気があった。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

(資料3) なごもんレター

社会受取人証明
名古屋東局
承認
1041
差出有効期間
2027年8月31日
まで
(切手不要)

4 6 1 - 8 7 9 0
7 3 4

名古屋東区東校1丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
名古屋子どもの権利相談室
なごもっか 行

なごもっか

手紙相談

★名古屋子どもの権利相談室「なごもっか」は子どもの権利を守る相談室です。

★例えば…
「人に言えないイヤなことがある」
「家のごことで自分の時間がない」
「このルール、おかしくない？」
「学校に行きたくないなあ」
「仲間に入れない」
「みんなとちがうのはダメなの？」

★気軽に相談してね。「どうするといいか」を一緒に考えましょう。

秘密は守ります。

※19歳未満(高校在学かの人も含む)は相談できます

子ども専用フリーダイヤル

はなしきくよ
0120-874-994

★お金はかかりません。公衆電話からなら、お金が戻ります。

★なごもっか公式ウェブサイト▶

相談できる曜日と時間

曜日	時間
月	午前11時～午後7時 (受付は6時半まで)
火	午前11時～午後9時 (受付は8時半まで)
水	午前11時～午後5時 (受付は4時半まで)

※祝日・年末年始を除きます
午後8時に以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。

名古屋子どもの権利相談室 なごもっか

のりづけ ②

●手紙のおくりかた●

手紙をかいて、のりづけ①にのりをめる

① **やまおり①** をおる

のりづけ②と③にのりをめる

② **やまおり②** をおる

ポストにいれる

2027年8月31日まで
切手はいらないよ。

のりづけ ②

のりづけ ①

なごもっかからの返事は？ ① ②の中から選んで☐をVチェックしてね)

①手紙がほしい

☐ 家でいるときに → なごもっかからの手紙と
☐ 学校に → 分かってほしい
☐ それ以外の場所に → 分からないようにしてほしい

手紙を送ってほしい場所を書いてください。学校にある場合は学校名を書いてください。

②電話がほしい

☐ あなた以外が電話に出た時
☐ なごもっかと名乗ってよい
☐ なごもっかと名乗らず電話を切してほしい

かかってほしい時間帯を○をつけてください。
月・火・水・木・金・土 / 午前・午後・夕方

電話番号

のりづけ ①

困っていることや悩んでいることを教えてください。秘密は守ります

なごもっか

のりづけ ②

のりづけ ②

(資料4) カード

●2025(令和7)年5月・10月に配付したカード



(資料5) 地下鉄構内ステッカー

●2025(令和7)年12月に広告掲出



7 「なごもっか」への相談について」アンケートの実施（子どもへの意見聴取）

（1）趣旨

近年の「なごもっか」の相談実績では、子どもからの相談は増加傾向ではあるものの、まだ、権利を守られていない状況にあっても、相談できずにいる子どももいるのではないかと考えています。子どもが困ったり悩んだりしたときの相談先は「なごもっか」に限られるものではありませんが、そうしたときに頼ることのできる拠り所になることを目指しています。定期的なカードや機関紙の配付が功を奏し、子どもの中での「なごもっか」の認知度は高くなってきていると感じられますが、単に知っているだけでなく、より相談しやすいところになるためにはどうするとよいか、子どもに意見を聴くためのアンケートを実施しました。

（2）実施方法

子どもの意見を聴くにあたり、まずは、「なごもっか」と一緒に活動する子どものチームである「てつなぎなごもんず（p.64参照）」のメンバーを対象にアンケートを実施しました。しかし、「てつなぎなごもんず」のメンバーは一般の子どもに比べて、「なごもっか」に関する認知度、理解度が高いと考えられるため、対象を広げ、小学生以上の全ての子どもを対象に、同じ質問項目でアンケートを実施しました。

① 「てつなぎなごもんず」対象

実施時期	2025（令和7）年12月
周知方法	「てつなぎなごもんず」登録メンバー（116人）へ郵送
質問項目	1）「なごもっか」に相談したことがあるか（選択） 2）「なごもっか」のどんなところが相談しやすいと思うか（複数選択） 3）「なごもっか」には相談しにくいと思う理由はあるか（複数選択） 4）より相談しやすくなるためのアイデア（自由記述） 5）年代（選択）
回答方法	ウェブフォームで入力して回答
回 答 数	12人

② 小学生以上の全ての子ども対象

実施時期	2026（令和8）年1～2月
周知方法	機関紙第14号にアンケートへの協力依頼記事を掲載 併せて、子ども青少年局企画経理課が運営する「子どもアンケート」のウェブページにも掲載（市立各学校で使用する学習者用タブレット端末のデスクトップ上のショートカットからアクセスが可能）
質問項目	同上
回答方法	ウェブフォームで入力して回答
回 答 数	193人

(3) 結果

アンケートの結果については、②小学生以上の全ての子ども対象に実施したものをベースとして記述し、参考として①「てつなぎなごもんず」対象の結果も参照するものとします。

(詳細なデータは p.50～52に掲載)

回答者の年代別内訳は、右図の通りで、高学年(4～6年生)を中心とした小学生が多く回答してくれました。また、「答えたくない」という選択肢を選んだ人も一定数みられました。

「なごもっか」へ相談をしたことがあると回答した人は、193人中10人(5.2%)でした。対して、「てつなぎなごもんず」では12人中3人(25.0%)と、出現割合に差が見られました。

「なごもっか」の相談しやすいと思うところを複数回答で選択してもらったところ、上位には次のような選択肢が入りました。

- 第1位 子どもは電話が無料でかけられるところ 134件(69.4%)
- 第2位 秘密を守ってくれるところ 106件(54.9%)
- 第3位 無料で出せる手紙(なごもんレター)があるところ 74件(38.3%)
- 同 土曜日もやっているところ 74件(38.3%)

「てつなぎなごもんず」の結果でも第1位、2位は同じでしたが、第3位に無料で出せる手紙(なごもんレター)があるところと同率で、

- 第3位 相談員がしっかり話を聞いてくれるところ

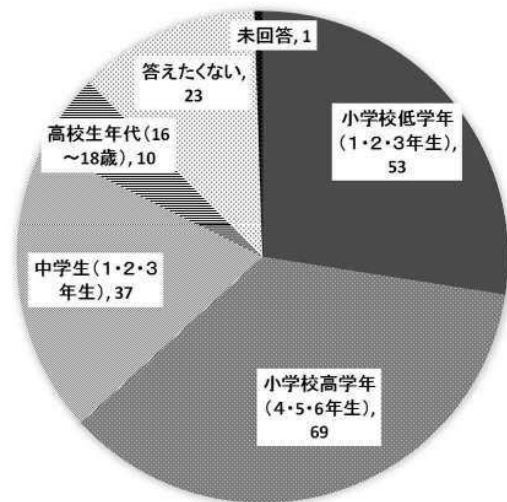
同 おうちの人や学校の先生に言いたいことを、一緒に話しに行ったり、手伝ってくれるところ

が入りました。「てつなぎなごもんず」は、なごもっかの相談しやすいと思うところの回答割合が全体に高かったことから、「なごもっか」の仕組みや役割をよく理解してくれていることが表れています。

「なごもっか」には相談しにくいと思うところを複数回答で選択してもらったところ、上位には次のような選択肢が入りました。

- 第1位 自分の電話を持っていないなど、電話を自由に使えない 80件(41.5%)
- 第2位 電話をかけることが苦手 73件(37.8%)
- 第3位 どんな人が相談にのってくれるのか分からない 58件(30.1%)

回答者年代別内訳



回答者の年代別にみると、「電話を自由に使えない」の回答は小学校低学年で56.6%、高学年で46.6%となっており、中学生以上になるとその割合は10%台に下がります。メールや SNS での相談ができないことに関しては、全体では23~24%が選択しているところですが、比較的割合が高いのは小学校高学年で、中学生では2割未満という結果でした。「住んでいるところから遠くて行きにくい」という回答は全体では約20%でしたが、小学校低学年だけに注目すると約30%と高くなっています。一方、「どんな人が相談にのってくれるのか分からない」はすべての年代で同じような割合になっています。

「てつなぎなごもんず」の結果でも第1位、2位は同じでしたが、第3位に「メールで相談できない」「SNSで相談できない」が入っています。

「なごもっか」が、もっと相談してもらえるようになるためのアイデアを、自由記述で回答してもらったところ、多数の回答が寄せられました。世代別の主な回答では、以下のようなものがありました。

【小学校低学年】

- ・かわいいキャラクターなどいっぱい作る
- ・イベントに「なごもん」がきてアピールする
- ・相談する場所がおうちの近くにある、すぐ行けて、すぐに相談できるという
- ・学校から手紙を出せるようにする
- ・学校に出向いて「こういうところがあるよ」と伝えに行くイベントや出前授業などをして、みんなに知ってもらえるという

【小学校高学年】

- ・話を聞いてくれる人が学校に来て、相談のしかたや子どもの権利について話してくれるという
- ・相談に乗ってくれる人の趣味や好きなもの（プロフィール）を「なごもっか通信」などにのせると、「この人とは趣味や好きなものが同じで、話しやすいかも」と思うかもしれない
- ・なごもんレターの用紙を学校で全員に配る
- ・学校で使うタブレットのデスクトップに、相談窓口につながるアイコンがあるという
- ・話すのが苦手な人でも相談しやすいように、メールや LINE、チャットで相談できるという

【中学生】

- ・「なごもっか」の人がどんな人なのか知りたい
- ・タブレットのアプリ、LINE、チャットでの相談ができるという
- ・学校になごもっかへ郵送してくれるポストが欲しい

【高校生世代】

- ・メールで相談できるという
- ・商業施設や児童館で、ネット予約してできる出張相談や、相談ポストを設置する

また、「てつなぎなごもんず」からの回答では、以下のようなものもありました。

- ・学校になごもっか委員会やなごもっかサポーターを作ってもらって、子どもの権利のことや、なごもっかのことをポスターにしたり、お昼の放送で宣伝したりする。
- ・相談した後、なごもっかがどのように解決に向かって動くのか、分かりやすくまとめた説明の動画をつくり、YouTube や X などにあげる。
- ・「てつなぎなごもんず」の人が、自分の知り合いに紹介する

(4) アンケート結果を受けて

アンケートの結果からは、子どもたちが色々な相談方法の中から、自分が相談しやすい方法を選ぶことが重要だと考えていることが分かりました。自由記述の中にも、電話での相談は親や先生など、周りの人に相談していることを知られてしまうかもしれないという点でハードルが高いと考えている様子が見られました。

① 相談しにくさの要因

アンケート実施前には、「メールや SNS での相談」のニーズがもっと高く出る可能性もあると考えていましたが、結果的にそうしたニーズも一定見られたものの（「なごもっか」には相談しにくいと思うところ（以下同じ）：「メールで相談できない」24.4%、「SNS で相談できない」23.3%）、それ以上に、「自分の電話を持っていないなど、電話を自由に使えない」（41.5%）や「どんな人が相談に乗ってくれるのか分からない」（30.1%）といった声が大きかったことが分かりました。

また、年齢が低いほど、「住んでいるところから遠くて行きにくい」ことが相談しにくさにつながっているようです。

② SNS相談と対話型AIへの相談について

近年、SNS の手軽さにより相談ツールとしての活用を求められるアイデアもみられますが、実際に子どもたちに聞いてみると、子どもにとっての相談は、単なる「連絡手段の選択」ではなく、「安心して話せるか」が大切にされていることがうかがえます。この背景には、SNS は日常的なコミュニケーションツールではあるものの、相談内容が深刻であるほど、誤送信や履歴の残存、スクリーンショット等への不安が生じやすいことも推測されます。SNS の導入は、子どもからの「アクセスのしやすさ」の向上として期待されやすいものの、子どもからすると、「相談したいかどうか」と「どの媒体を使うか」は必ずしも一致しないと考えられます。

なごもっかでは、「秘密を守る」という子どもとの約束をしています。子どもにとっては、技術的なアクセスのしやすさよりも、「信頼できるか」、「否定されないか」、「秘密が守られるか」といった関係性の問題がより大きな要因となっていると考えています。

注目したいのは、「対話型AIに相談しているから『なごもっか』には相談しない」という回答が一定数あることです。AIによる相応性や気軽さもあると思われますが、子どもたちからの回答と共通するのは、「匿名性」や「評価されない」というどのような気持ちも受け止めてもらえるという安心感があると考えられます。

② 「なごもんレター」の効用

電話をかけることや直接話すことそのものを苦手とする回答も多く、また、小学生の約半数が「電話を自由に使えない」と答えているということは、同時に SNS も自由に使えないと思われます。この場合、対応策のひとつになると考えられるのが「なごもんレター」です。電話が使えなくても、いつでも、誰でも、無料で相談の手紙を送ることができるものです。「なごもんレター」は従来、権利学習を受講してくれた子どもに配付するなど、限定的な取り扱いをしていましたが、2025（令和7）年度には図書館や児童館などにも配架してもらうなど、配付方法の充実に努めてきた結果、手紙による相談が増えている実績もあります（p.111参照）。小学校1校でモデル的に、全児童に配付し、合わせて放送委員からお昼の放送で「なごもっか」の紹介をしてもらうことにも取り組みました。「なごもんレター」の配付については、さらに拡充できるよう調整を進めていきたいと考えています。

③ 今後の取り組みと方向性

今後の取り組みとして、電話の向こう側で相談に応じる調査相談員に親しみを持てるよう、機関紙やウェブサイトを活用して紹介したり、子ども向けイベントや出前授業など、より多くの子どもと接触する機会を増やすなど、「こんな人になら、話してみよう」と思えるような、相談しやすい環境づくりにも努めていきます。さらに、子どもと対応するときの適切な距離感など、どのように対応されると安心して相談できるのかについては、引き続き「てつなぎなごもんず」と一緒に考えていくことを予定しています。

その他、広い名古屋市内で、なごもっかから離れた地域に住んでいる子どもにもつながれるよう、子どもの利用しやすい施設を活用した「出張相談室」も検討するとともに、学校との連携を含めた周知・広報活動の取り組みも、さらに充実させていきたいと考えています。相談方法の拡充や、相談後の流れを分かりやすく示すことなどについても、引き続き検討する必要があると考えていますので、できることから順に実現し、意見を出してくれた子どもにもフィードバックできるようにしていきたいと考えています。

なごもっかへの相談について アンケート集計

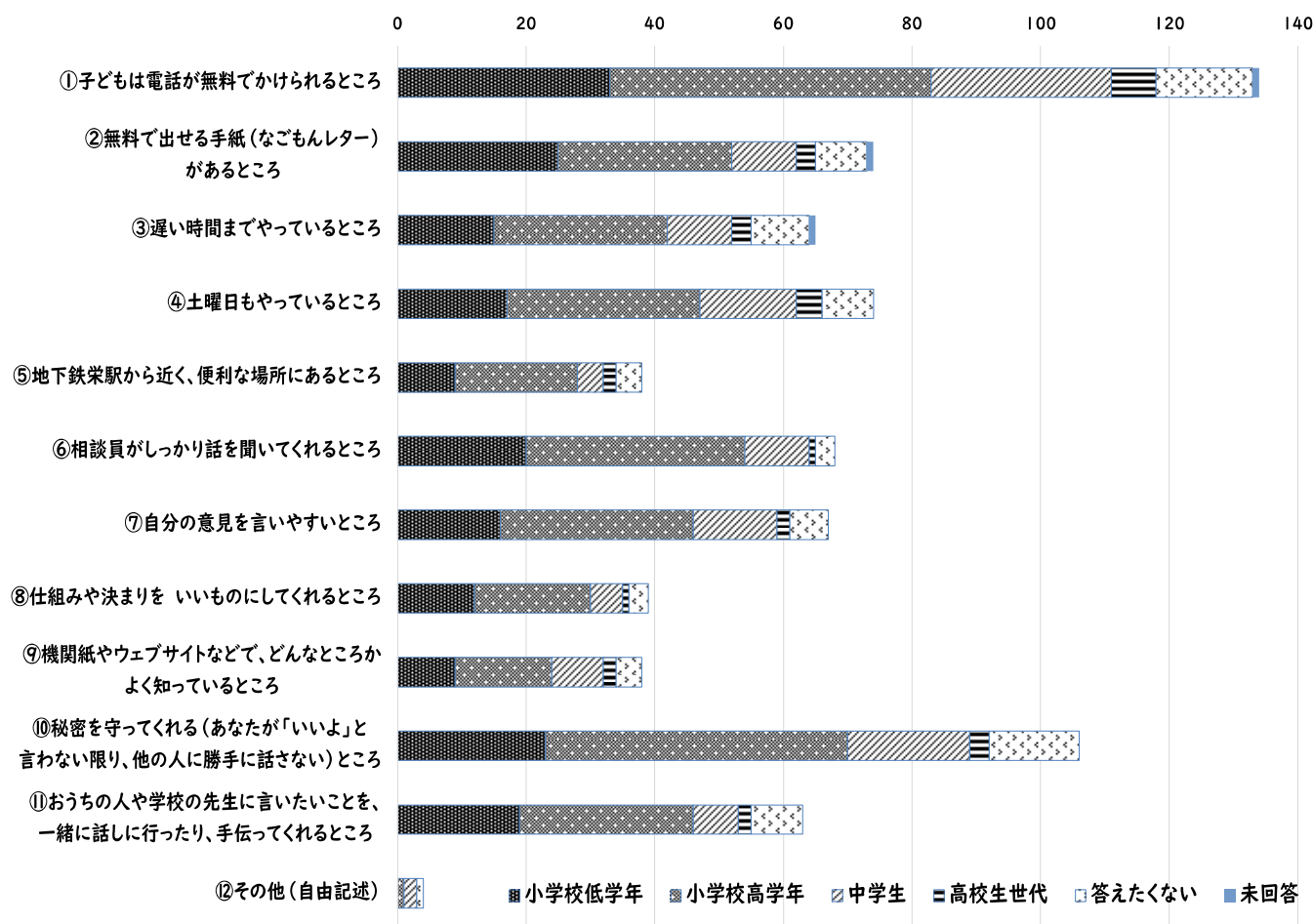
(1) 「なごもっか」に相談したことがありますか？

区分	全体		小学校低学年		小学校高学年		中学生		高校生世代		答えたくない		未回答		(参考)てつなぎ なごもんず	
ある	10	5.2%	1	1.9%	5	7.2%	2	5.4%	0	0.0%	2	8.7%	0	0.0%	3	25.0%
ない	176	91.2%	51	96.2%	61	88.4%	34	91.9%	10	100%	19	82.6%	1	100%	9	75.0%
答えたくない	5	2.6%	1	1.9%	1	1.4%	1	2.7%	0	0.0%	2	8.7%	0	0.0%	0	0.0%
未回答	2	1.0%	0	0.0%	2	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	193	100%	53	100%	69	100%	37	100%	10	100%	23	100%	1	100%	12	100%

(2)「なごもっか」の相談しやすいと思うところ

区分	全体		小学校低学年		小学校高学年		中学生		高校生世代		答えたくない		未回答		(参考)てつなぎ なごもんず	
①子どもは電話が無料でかけられるところ	134	69.4%	33	62.3%	50	72.5%	28	75.7%	7	70.0%	15	65.2%	1	100%	10	83.3%
②無料で出せる手紙(なごもんレター)があるところ	74	38.3%	25	47.2%	27	39.1%	10	27.0%	3	30.0%	8	34.8%	1	100%	8	66.7%
③遅い時間までやっているところ	65	33.7%	15	28.3%	27	39.1%	10	27.0%	3	30.0%	9	39.1%	1	100%	7	58.3%
④土曜日もやっているところ	74	38.3%	17	32.1%	30	43.5%	15	40.5%	4	40.0%	8	34.8%	0	0.0%	6	50.0%
⑤地下鉄栄駅から近く、便利な場所にあるところ	38	19.7%	9	17.0%	19	27.5%	4	10.8%	2	20.0%	4	17.4%	0	0.0%	5	41.7%
⑥相談員がしっかり話を聞いてくれるところ	68	35.2%	20	37.7%	34	49.3%	10	27.0%	1	10.0%	3	13.0%	0	0.0%	8	66.7%
⑦自分の意見を言しやすいところ	67	34.7%	16	30.2%	30	43.5%	13	35.1%	2	20.0%	6	26.1%	0	0.0%	7	58.3%
⑧仕組みや決まりを いいものにしてもらえるところ	39	20.2%	12	22.6%	18	26.1%	5	13.5%	1	10.0%	3	13.0%	0	0.0%	6	50.0%
⑨機関紙やウェブサイトなどで、どんなところかよく知っているところ	38	19.7%	9	17.0%	15	21.7%	8	21.6%	2	20.0%	4	17.4%	0	0.0%	5	41.7%
⑩秘密を守ってくれる(あなたが「いいよ」と言わない限り、他の人に勝手に話さない)ところ	106	54.9%	23	43.4%	47	68.1%	19	51.4%	3	30.0%	14	60.9%	0	0.0%	9	75.0%
⑪おうちの人や学校の先生に言いたいことを、一緒に話しに行ったり、手伝ってくれるところ	63	32.6%	19	35.8%	27	39.1%	7	18.9%	2	20.0%	8	34.8%	0	0.0%	8	66.7%
⑫その他(自由記述)	4	2.1%	0	0.0%	1	1.4%	2	5.4%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	193	100%	53	100%	69	100%	37	100%	10	100%	23	100%	1	100%	12	100%

「なごもっか」の相談しやすいと思うところ



(3)「なごもっか」には相談しにくいと思うところ

区分	全体		小学校低学年		小学校高学年		中学生		高校生世代		答えたくない		未回答		(参考) てつなぎ なごもんず	
①電話をかけることが苦手	73	37.8%	19	35.8%	22	31.9%	15	40.5%	5	50.0%	11	47.8%	1	100%	7	58.3%
②自分の電話を持っていないなど、電話を自由に使えない	80	41.5%	30	56.6%	32	46.4%	7	18.9%	1	10.0%	9	39.1%	1	100%	7	58.3%
③電話や対面で、直接話をすることが苦手	48	24.9%	7	13.2%	21	30.4%	9	24.3%	2	20.0%	8	34.8%	1	100%	3	25.0%
④手紙でのやり取りに時間がかかる	16	8.3%	4	7.5%	3	4.3%	2	5.4%	2	20.0%	5	21.7%	0	0.0%	1	8.3%
⑤日曜日に相談ができない	21	10.9%	4	7.5%	7	10.1%	4	10.8%	1	10.0%	5	21.7%	0	0.0%	1	8.3%
⑥住んでいるところから遠くて、行きにくい場所だから	40	20.7%	16	30.2%	12	17.4%	5	13.5%	1	10.0%	6	26.1%	0	0.0%	2	16.7%
⑦メールで相談できない	47	24.4%	11	20.8%	19	27.5%	7	18.9%	3	30.0%	7	30.4%	0	0.0%	5	41.7%
⑧SNSで相談できない	45	23.3%	10	18.9%	18	26.1%	7	18.9%	2	20.0%	8	34.8%	0	0.0%	5	41.7%
⑨「なごもっか」がどんなところか知らない・分からない	35	18.1%	11	20.8%	9	13.0%	6	16.2%	1	10.0%	8	34.8%	0	0.0%	1	8.3%
⑩どんな人が相談に乗ってくれるのか分からない	58	30.1%	14	26.4%	20	29.0%	12	32.4%	3	30.0%	9	39.1%	0	0.0%	4	33.3%
⑪大人に相談すると、おうちの人や学校の先生に知られてしまうと思う	32	16.6%	5	9.4%	13	18.8%	6	16.2%	2	20.0%	6	26.1%	0	0.0%	2	16.7%
⑫身近な人（おうちの人や学校の先生、友達など）に相談しているから、「なごもっか」には相談しない	16	8.3%	4	7.5%	6	8.7%	3	8.1%	2	20.0%	1	4.3%	0	0.0%	4	33.3%
⑬対話型AIに相談しているから、「なごもっか」には相談しない	14	7.3%	2	3.8%	5	7.2%	3	8.1%	2	20.0%	2	8.7%	0	0.0%	0	0.0%
⑭「なごもっか」に相談したいと思う困りごとはない	34	17.6%	10	18.9%	12	17.4%	7	18.9%	0	0.0%	5	21.7%	0	0.0%	4	33.3%
⑮誰にも相談したいと思わない	17	8.8%	1	1.9%	8	11.6%	2	5.4%	2	20.0%	4	17.4%	0	0.0%	0	0.0%
⑯その他（自由記述）	2	1.0%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	1	8.3%
回答者数	193	100%	53	100%	69	100%	37	100%	10	100%	23	100%	1	100%	12	100%

「なごもっか」には相談しにくいと思うところ

